

第4期川崎区地域福祉活動計画

つながりを育て安心して 暮せるまち かわさき区 ～か輪さきをめざして～

平成30(2018)～平成32(2020)年度



第4期
川崎区地域福祉
活動計画



社会福祉法人

川崎市川崎区社会福祉協議会

第4期川崎区地域福祉活動計画策定にあたって

昨今、地域を取り巻く環境は大きく変わってきております。急速に進む少子高齢化、ライフスタイルの多様化、近隣の間関係の希薄化などにより、社会的孤立、虐待、ひきこもりなど、複雑多岐な生活課題を抱える人が増え、既存の仕組みだけでは対応が難しくなっています。それに伴い、地域包括ケアシステムの構築や「我が事・丸ごと」の地域づくりなど、新たな福祉の動向が示されるなか、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会の役割にも、より一層大きな期待が寄せられています。



川崎区社会福祉協議会では、「～つながりを育て、暮らしの安心を支えあう地域づくり～‘か輪さき’をめざして」という基本理念のもと、地域のつながりや絆を深め、地域力を培うことを目指して皆様と実践してまいりました。

そして、この度の第4期川崎区地域福祉活動計画策定にあたっては、これまでの第1期から第3期の評価や課題を踏まえ、また行政計画である川崎区地域福祉計画と計画期間を合わせ、共通の基本理念と3つの目標を掲げることにより、地域福祉事業の展開において各計画が相互に補完し合うよう、策定段階から一体的に進めてきました。区と緊密な連携を図りながら、双方の計画を機能させることで、地域福祉の更なる推進に努め、「つながりを育て安心して暮らせるまち かわさき区～か輪さきをめざして～」の実現を目指してまいります。

地域福祉活動計画は策定して終わりではありません。この計画を地域住民、会員、関係機関などと協働してどのように具体化していくかが重要です。

今後とも変わらぬ御支援・御協力をよろしくお願いいたします。

結びに、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見をいただきました皆さまに心より感謝と御礼を申し上げます。

平成30年3月

社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会

会 長 大 橋 新 太 郎

目 次

序章 社会福祉協議会について	1
1 社会福祉協議会とは	1
2 川崎区社会福祉協議会とは	2
3 地区社会福祉協議会とは	3
第1章 川崎区地域福祉活動計画の概要	4
1 川崎区地域福祉活動計画とは	4
2 川崎区地域福祉活動計画と川崎区地域福祉計画の関係	5
3 計画の期間	6
第2章 第3期川崎区地域福祉活動計画の振り返り	7
第3章 第4期川崎区地域福祉活動計画の基本的な考え方	14
1 計画の理念	14
2 基本目標・基本方針	15
3 計画の体系	16
第4章 第4期川崎区地域福祉活動計画の具体的な取組	17
基本目標1 つながり育てる地域づくり	17
基本目標2 安心して暮らせる地域づくり	22
基本目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり	27
第5章 計画の推進体制と進行管理	30
1 自助・互助・共助・公助による推進	30
2 推進体制と進行管理	31
資 料 編	33
1 川崎区の統計データ	35
2 地域共生社会の実現に向けて（国の動向）	43
3 「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点	44
4 第4期川崎区地域福祉活動計画策定経過	45
5 地区社会福祉協議会の概況	46
6 社協職員行動原則	56

【凡例】

※第4期川崎区地域福祉活動計画の本文中に記載の団体等の名称については、下記のとおりとする。

凡 例	正 式 名 称
区社協	社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会
地区社協	地区社会福祉協議会
全社協	社会福祉法人全国社会福祉協議会
県社協	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
市社協	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
区民児協	川崎区民生委員児童委員協議会
地区民児協	地区民生委員児童委員協議会
第3期活動計画	第3期川崎区地域福祉活動計画
第4期活動計画	第4期川崎区地域福祉活動計画

序章 社会福祉協議会について

1 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき全国都道府県市区町村それぞれに組織されている民間の団体です。誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを住民と共に考え、協力しあい推進していくことを目的としています。正式には「社会福祉協議会」と言いますが、呼びやすく「社協」とも呼ばれています。



社会福祉法より抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

また、次の活動原則に基づき、地域の特性を活かした活動を展開しています。

社会福祉協議会の活動原則（全社協「新・社会福祉協議会基本要項」）

①住民ニーズ基本の原則

地域住民の要望、福祉課題の把握に努め、住民ニーズに基づく活動を進める。

②住民活動主体の原則

住民の地域福祉への関心を高め、自主的な取り組みを基礎とした活動を進める。

③民間性の原則

民間組織らしく、開拓性、即応性、柔軟性を活かした活動を進める。

④公私協働の原則

行政機関や民間団体等の連携を図り、行政と住民組織との協働による活動を進める。

⑤専門性の原則

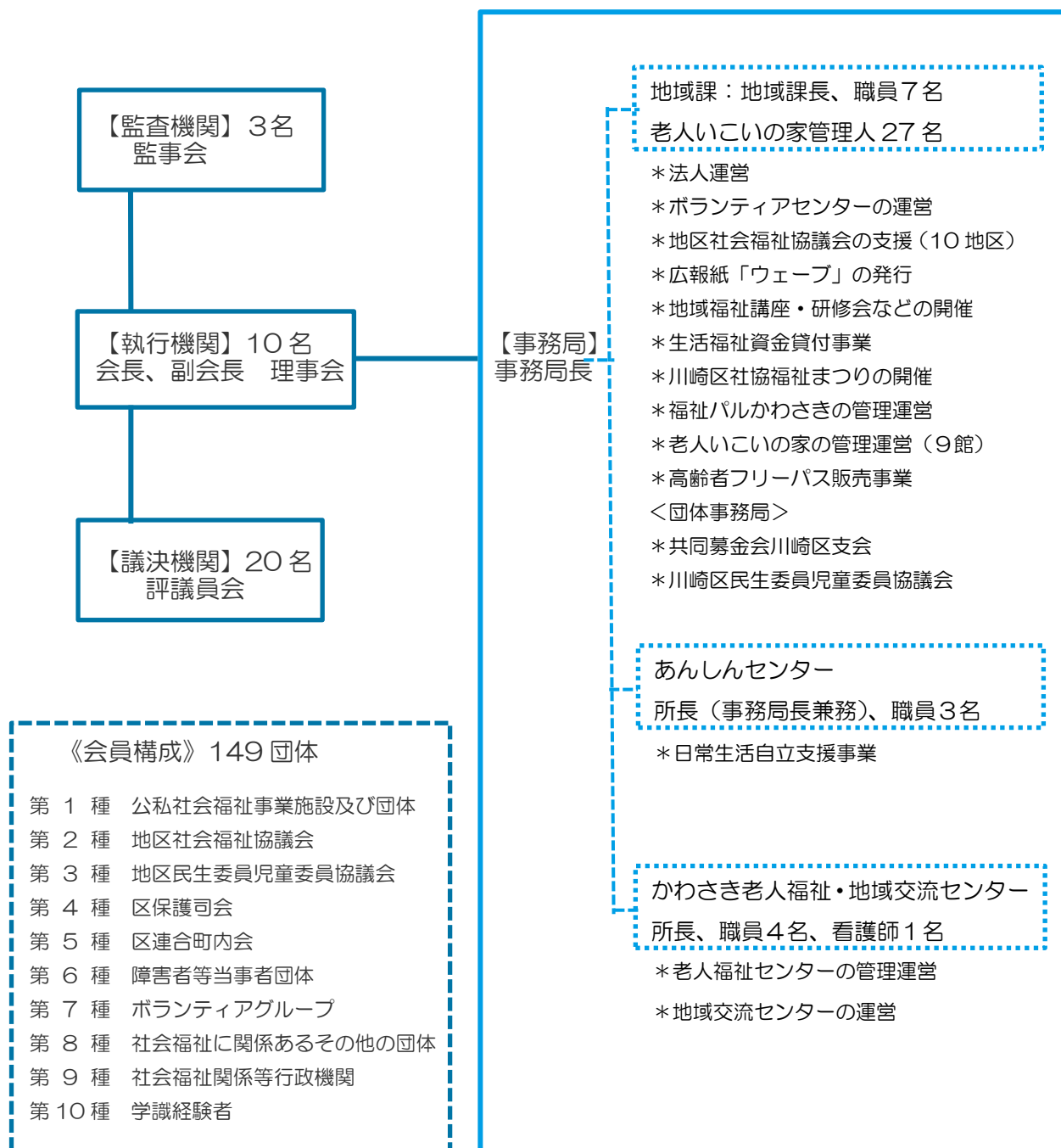
住民の福祉活動の組織化、ニーズ把握調査、地域福祉活動の計画づくり等、福祉の専門性を活かした活動を進める。

2 川崎市社会福祉協議会とは

区社協は昭和 48 年に設立し、平成 8 年 4 月に社会福祉法人格を取得しました。社会福祉に関する法律にも定められた組織です。（社会福祉法第 109 条）

川崎区内で社会福祉事業や活動を行っている福祉施設・ボランティア団体等が第 1 種から第 10 種の会員により構成され、この種別の代表者をもって、理事会・評議員会で組織運営の方向性を決定し、区社協事業を実施しています。このほかに社会福祉協議会の事業に賛同し、資金面で区社協を支援する賛助会員制度があります。

■社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会 組織図（平成 30 年 1 月 1 日現在）



3 地区社会福祉協議会とは

地区社協とは、地域の福祉課題の解決に向け、地域住民全員が福祉の担い手となり、住民同士がお互いに「支え合うこと」を目的としてさまざまな活動を展開している任意団体です。

川崎区内には 10 の地区社協があります。構成員や活動内容は、それぞれの地区社協によって異なりますが、その多くは町内会・自治会、民生委員児童委員、保護司、社会福祉に関する団体等によって構成され、さまざまな福祉活動が行われています。

※地区社協の概要については、P46 以降に掲載しています。



地区社協名	対象地域	地区社協名	対象地域
中央第一	本町、堀之内町、旭町、富士見1丁目、宮本町、東田町、砂子、榎町、駅前本町、新川通、境町、宮前町、港町	大師第二	四谷上町、四谷下町、観音、池上新町、台町
中央第二	貝塚、元木、下並木、池田、京町1、2丁目（セソール含）、日進町（サンスクエア含）、小川町、南町、堤根	大師第三	殿町、出来野、大師河原、江川、田町、塩浜、日ノ出、夜光、浮島町、小島町、千鳥町、東扇島
渡田	渡田、渡田向町、渡田新町、渡田山王町、渡田東町、小田1丁目	大師第四	大師本町、大師町、東門前、中瀬2、3丁目、昭和
大島	大島上町、中島、大島、鋼管通1丁目、富士見2丁目	田島	浜町、桜本、池上町、扇町、鋼管通2～5丁目、田島町、追分町、浅野町、南渡田町
大師第一	大師駅前、川中島、伊勢町、藤崎	小田	小田栄、京町3丁目、浅田、小田2～7丁目、白石町、大川町、田辺新田

第1章 川崎区地域福祉活動計画の概要

1 川崎区地域福祉活動計画とは

川崎区では、近年大規模マンションの建設が進み、若い世代の転入者が多くなっています。また、外国人住民やひとり暮らし高齢者も市内で最も多くなっており、健康問題や孤立化、育児や災害に対する不安、貧困問題など生活課題も多様化し、複雑になっています。

地域福祉活動計画は、このような課題を解決するために社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

区社協では、平成16年から5ヵ年ごとに地域福祉活動計画を策定し、地域福祉の推進に向けてさまざまな活動に取り組んでいます。

地域の課題



2 川崎市地域福祉活動計画と川崎市地域福祉計画の関係

区社協が策定する民間の活動・行動計画を「地域福祉活動計画」、川崎市が策定する行政計画を「地域福祉計画」と言い、共に福祉コミュニティづくりには不可欠な計画です。

第4期活動計画の策定では、川崎市地域福祉計画と計画期間を合わせ、地域福祉事業の展開において各計画が相互に補完し合うよう、共通の理念と目標を掲げるなど、策定段階から一体的に進めてきました。

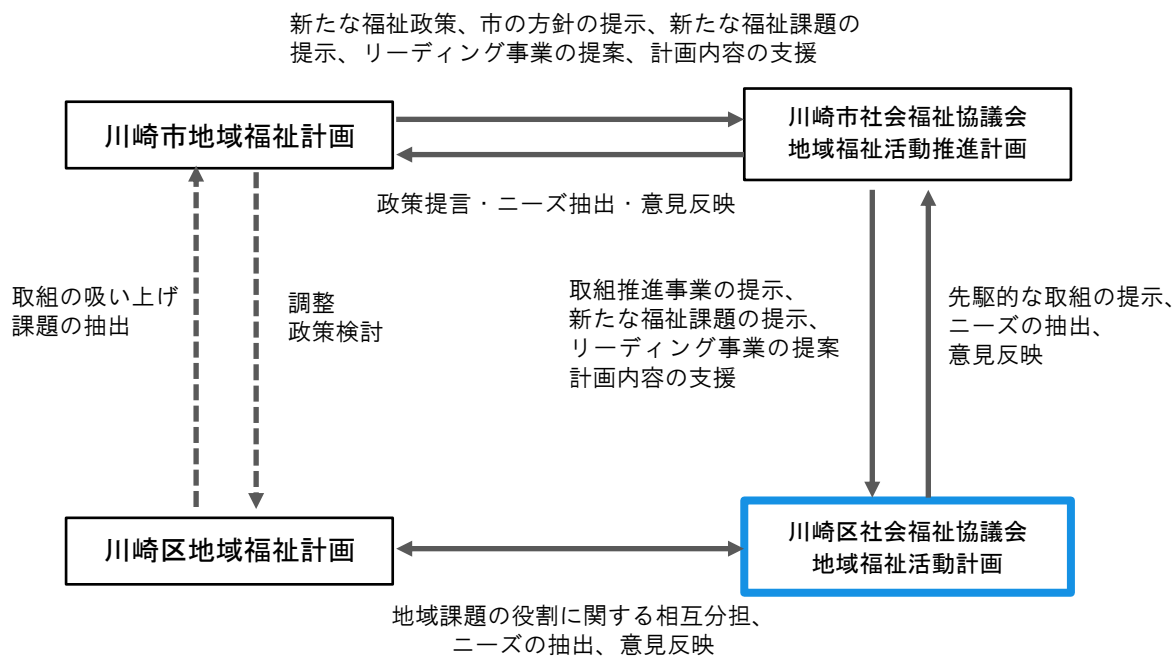
川崎市地域福祉活動計画

- ・ 住民や福祉団体が主体的に取り組む事業を具体化した民間の活動・行動計画
- ・ 地域福祉を推進する上で、社協や住民組織、住民の基本的な指針となる計画

川崎市地域福祉計画

- ・ 社会福祉法に基づき策定する行政計画
- ・ 地域福祉を推進するための理念や仕組みを明確にする計画
- ・ 個別の福祉計画では対応できない、横断的な取り組みを明確にする計画

【地域福祉活動計画と地域福祉計画の関係】



区社協・市社協の計画は、整合性を確認しあいながら、相互に役割機能を果たすことにより、住民主体の地域福祉をより一層推進することを目指します。

3 計画の期間

川崎区と連携して地域福祉を推進していくため、計画期間及び見直し時期を川崎区地域福祉計画と合わせることにしました。よって第4期活動計画は、平成30年度から平成32年度までの3か年となります。

※第3期活動計画は、平成26年度から平成30年度までの5か年を計画期間としていましたが1年前倒しして、平成29年度に第3期活動計画の見直しを行い、第4期活動計画を策定しました。

年度 (平成) (西暦)	26 2014	27 2015	28 2016	29 2017	30 2018	31 2019	32 2020	33 2021	34 2022	35 2023
川崎区 地域福祉活動計画	第3期活動計画（H26～H29年度）				第4期活動計画			第5期活動計画		
				見直し			見直し			
川崎区 地域福祉計画	第4期計画				第5期計画			第6期計画		
				見直し			見直し			

第2章 第3期川崎市地域福祉活動計画の振り返り

第3期活動計画の振り返りと課題

基本目標 (1) つながり育てる身近な福祉活動を広げます

- ①10 地区社協活動の支援・援助
- ②高齢者ふれあい活動団体の支援
- ③指定管理施設（老人いきいの家、かわさき老人福祉・地域交流センター）の管理と運営

【今後の課題】

①10 地区社協活動の支援・援助

地域福祉懇談会を通じ地域住民や関係機関・団体と地域課題や誰もが住みよいまちづくりについて話し合われた後、どう地域活動に活かしていくかが課題となっています。

▼地域福祉懇談会



②高齢者ふれあい活動団体の支援

市内全域で見ても川崎市は高齢者ふれあい活動団体が非常に多く活動している一方で、構成員（担い手）の不足や高年齢化が各団体共通の課題となっています。

③指定管理施設（老人いきいの家、かわさき老人福祉・地域交流センター）の管理と運営

高齢化率・世代間交流などをふまえ、安全に利用していただくには施設のバリアフリー化が必要と思われます。経年劣化している施設が多く、ハード面での充実が急務となっています。また、老人福祉センターと地域交流センターについてより広報周知し、多くの方に利用していただくことが課題となっています。



【第4期活動計画に向けて】

- ①各地区社協の特性を活かし、関係機関・団体と連携を深めながら地域課題への解決に向けた取組みの検討を進めていきます。平成29年度に新設された「地域支え合い活動助成金」を活用できる事業の創出につなげていきます。
- ②地域全体で高齢者の生活を支える仕組みの構築というこの事業の目的から見ても、今後の地域包括ケアシステム推進の一端を担う上で高齢者ふれあい活動は継続する必要があります。そのためには共通課題の解決に向けて、ボランティア講座等を通じて人材確保や団体育成に向けて効果的な支援を検討していきます。
- ③指定管理制度のもと、地区社協をはじめとする運営委員会を設置し、円滑な事業の推進及び利用者の拡大を図ります。また、高齢者だけではなく、異世代交流の活動拠点として利用できるようプログラムを工夫します。

基本目標（2）暮らしの安心を地域で支える相談支援ネットワークを広げます

- ④総合相談支援事業
- ⑤生活福祉資金貸付事業
- ⑥川崎区民生委員児童委員協議会への支援

【今後の課題】**④総合相談支援事業**

制度の狭間の問題や複雑多岐に渡る相談者の課題解決に取り組むためにも、現在行っている事業などを相対的に鑑み、スクラップ・アンド・ビルドを行いながら、社協のあり方も変化をしていく必要があります。

⑤生活福祉資金貸付事業

生活困窮者支援の一助となる事業であることから、今後総合相談事業との関連やそれに伴う職員間・他職種との連携がより一層求められています。更に職員の資質向上や高いスキルも必要となっています。

⑥川崎区民生委員児童委員協議会への支援

地域住民に対して民生委員児童委員の広報啓発を強化する一方で、身近な相談相手としての研鑽を高めるための研修会を開催する必要があります。また、年1回開催している小中学校教諭との交流会は、複数開催や小地域エリアでの実施について課題となっています。

**【第4期活動計画に向けて】**

- ④全社協の「社協・生活支援活動強化方針」～地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言と第2次アクションプラン～、市社協の「川崎市社会福祉協議会社協職員のための総合相談・対応の手引き」を基に、総合相談支援体制の強化を図っていきます。
- ⑤生活福祉資金の貸付相談及び償還指導を引続き図り、相談者の中には制度の狭間にある人たちも多いため、制度対象外として相談を終えるだけでなく、その後の支援等を意識した相談・取組みを行っていきます。
- ⑥少子高齢化や家庭環境の変化、子どもの貧困や生活困窮者の拡大など、地域の福祉課題はますます複雑で多様化している中で、常に地域住民の立場に立って見守り、相談支援活動を行ってきた民生委員児童委員の広報啓発と資質向上を引続き行います。また、小中学校教諭との交流会がより充実するよう年2回開催や中学校区ごとの開催等、課題に対して実行委員会で検討を行い、常任理事会に諮っていきます。

基本目標 (3) 誰でも・いつでも・気軽に出来るボランティア活動を進めます

⑦ボランティアセンター事業

【今後の課題】

⑦ボランティアセンター事業

ボランティアグループのメンバーの高齢化等によるボランティアグループの解散・縮小も増加しています。

また、今後は個別支援のニーズが増えてくると予想されますが、対応できるボランティア、ボランティアグループが少ない現状です。

▼ボランティア情報紙「いっぽ」



▼「ちょこボラ！」折り紙ボランティア養成講座



【第4期活動計画に向けて】

- ⑦個別支援のボランティアへの対応など、地域にあるニーズに対して、男性や現役世代の参加など、幅広い年代層に講座開催や広報を通じてアプローチをしていきます。
- また、社会貢献活動に関する問合せも増えてきているなかで、企業への情報発信を行います。また、広報の強化として、ホームページの掲載方法も検討していきます。

基本目標（４）問題を抱えている人々の声を聞き逃さない仕組みを目指します

- ⑧障害者支援事業
- ⑨子育て支援事業

【今後の課題】**⑧障害者支援事業**

災害に関連したテーマにすることで受講者も増え、障害についての理解が深まる一方、今後どのように地域に展開していくかが課題となっています。

⑨子育て支援事業

子どもと親のコミュニケーションを図り、同じ地域に住む親子の交流の場を作ることなどを目的に子育て支援講座を開催していたが、地域にもそうした資源が複数あることから、区社協として取り組む方向性を再考する必要があります。また「こども食堂」に関する関心は高いが、十分な普及啓発ができていない状況です。

▼障がい者支援講座



▼こども食堂講演会

**【第4期活動計画に向けて】**

- ⑧障害についての理解が深まる講座を引続き開催していく中で、身近なテーマでの講座開催や社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターの普及啓発と連携して講座を行うなどを検討していく必要があります。
- ⑨子育てグループ・サロン活動者自身が活動でいかせる、親子の触れ合いを生み出せる研修や情報交換の場を作ります。また、こども食堂の理解を深めると共に、活動の立上げの支援やボランティア希望者をつなぐなど、川崎区内のこども食堂へ支援をしていきます。

基本目標（５）区民の暮らしに寄り添い自立を支える福祉サービスを進めます

- ⑩日常生活自立支援事業（あんしんセンター）
- ⑪福祉機器貸出事業

【今後の課題】

- ⑩日常生活自立支援事業（あんしんセンター）

高齢者の増加に伴いサービス利用者も増えていくと考えられますが、事業の周知をする機会が少なく、サービスを必要とする人に情報が行き届いていない可能性があります。

- ⑪福祉機器貸出事業

車いすは、一時的または緊急的な貸出で期間が限定されているため、その後も継続的に必要な方に対しては介護保険等公的なサービスにつなげるようにする必要があります。

福祉教育での体験学習に伴い、高齢者疑似体験等の福祉用具の貸出件数も増えていますが、効果的な使い方や福祉体験学習になるようコーディネートすることが課題となっています。

▼車いす

**【第4期活動計画に向けて】**

- ⑩関係機関や区社協内の他部署と連携を図り、事業の周知をする機会を積極的に作っていきます。そして現サービスを滞りなく提供します。また研修等に参加し、職員のスキルアップを目指していきます。
- ⑪車いすについては病気やケガ、旅行などニーズは多くあり、ホームページや広報紙などを活用した広報啓発を引続き行います。また、福祉用具貸出については、福祉教育の一環としての効果的な福祉体験につながるよう支援していきます。

基本目標 (6) 必要な人に必要な情報が届くように情報を発信します

- ⑫広報紙「ウェーブ」の発行
- ⑬区社協ホームページの管理運営
- ⑭地区社協広報活動の支援
- ⑮福祉用具のリユース情報の公開・支援
- ⑯災害支援の取組み

▼広報紙「ウェーブ」100号

【今後の課題】

⑫広報紙「ウェーブ」の発行

限られた紙面での地域に密着した情報と区社協の福祉情報との整理が今後必要であり、より多くの方に福祉情報を届けるため、配布先の拡充が課題となっています。



⑬区社協ホームページの管理運営

地区社協の方から掲載記事を募るなど、より有効的な活用を行うようにすることやホームページのシステムが古くなっているため、新しいシステムに変更する必要があります。

⑭地区社協広報活動の支援

まだ広報紙を作成できていない地区社協もあり、他地区社協の広報紙などを参考にしながら支援をしていく必要があります。

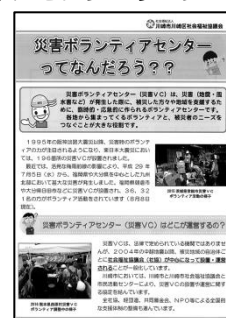
⑮福祉用具のリユース情報の公開・支援

周知の手段として広報紙「ウェーブ」、区社協ホームページがありますが、特にホームページについては、高齢者で広報媒体として十分機能していない部分があります。

⑯災害支援の取組み

災害ボランティアセンターについて、区役所と情報共有までしか実施できておらず、設置予定地の視察等を行っていない状況となっています。

▼災害ボランティアセンターリーフレット



【第4期活動計画に向けて】

- ⑫読まれるための身近な情報と、区社協としての情報発信のバランスを図りながら、地域包括ケアシステム構築に向けての一端を担うことを目指します。また、配架方法、配布先の拡充についても編集委員会の中で検討していきます。
- ⑬ホームページのシステムのリニューアルを検討します。
- ⑭引続き助成金として支援を行いながら、地区社協会長連絡会等で広報紙について情報交換を行い、それぞれがよりよい広報紙を作成できるように検討していきます。
- ⑮より関心を高めるために単なる情報提供だけでなく、譲渡が終わった後の様子などを周知し、譲渡の意義・効果に対しての理解を深めてもらう方法を検討していきます。
- ⑯災害ボランティアセンターについて区役所と合同で実地調査を行いながら、具体的に運営体制を検討していきます。

基本目標 （7）計画を進めるために区社協組織を強化します

- ⑰地域福祉推進のための「役員研修会」の開催
- ⑱法人組織基盤強化推進のための検討会議の開催

【今後の課題】

- ⑰地域福祉推進のための「役員研修会」の開催

市社協が平成28年度に実施した外部評価の中で、社会福祉法人制度改正による区社協への影響（内部統制の強化）についての指摘と、市・区社協による新たな区社協の位置づけについての提案がありました。今後、法人組織のあり方について大幅な変更が生じる場合における区社協としての対策を検討することが必要となっています。

また、地域包括ケアシステムの推進に向けて、区社協として実施すべき支援事業を提案し、確立していくことがこれまで以上に重要となっています。

- ⑱法人組織基盤強化推進のための検討会議の開催

社会福祉法改正の影響により、法人運営事務の負担が増えています。

**【第4期活動計画に向けて】**

- ⑰よりよい地域福祉活動が展開できる組織形態を確立するため川崎区ならではの災害対策、福祉状況を鑑みた支援事業と、地域包括ケアシステムとの関連性などを明らかにし、区社協事業を発展させるための動機付けとしての研修会を開催します。
- ⑱市社協と協働で、区社協のあり方について検討を行っていきます。

第3章 第4期川崎区地域福祉活動計画の基本的な考え方

1 計画の理念

つながりを育て 安心して暮らせるまち かわさき区 ～か輪さきをめざして～



いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることは、多くの人々の共通の願いです。

平成 27（2015）年度に実施した「川崎区区民アンケート調査」の結果では、「川崎区は住みやすいまちだ」と感じている人が多く、居住年数 20 年以上の人が約 58%となっています。また、これからも「川崎区内に住み続けたい」と考える人が7割以上となっています。

第3期活動計画の基本理念は、「～つながりを育て、暮らしの安心を支えあう地域づくり～ ‘か輪さき’ をめざして」を掲げていましたが、今後は行政計画である川崎区地域福祉計画との連携を強化し、協働で地域福祉を推進することにより、さらに安心して暮らせるまちをめざします。そのため、第4期活動計画は、川崎区地域福祉計画と共通の理念として「つながりを育て 安心して暮らせるまち かわさき区 ～か輪さきをめざして～」を掲げ、地域課題の解決に向けて力を合わせて取り組んでいきます。

2 基本目標・基本方針

計画の理念を実現するため、川崎区地域福祉計画と共通の目標を掲げ、目標に向けて川崎区地域福祉活動計画の基本方針を定めます。

基本目標 1 つながり育てる地域づくり

一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、地域活動を活性化していけるよう啓発していくとともに、地域の中でつながることのできる場、顔の見える関係を築いていく取組を推進します。



基本方針 1 つながり育てる身近な福祉活動を広げます



基本方針 2 共に生きる地域を目指し、互いの理解を深めます

基本目標 2 安心して暮らせる地域づくり

保健・福祉・医療サービスを必要としている人が、的確にサービスを受けられるよう情報を発信するとともに、相談・支援の充実を図ります。



基本方針 3 あらゆる生活課題・福祉課題に向き合い、区民一人ひとりに寄り添った支援を行います



基本方針 4 より多くの区民に福祉情報を提供します

基本目標 3 見守り・支え合いのネットワークづくり

地域における多種多様なニーズに対応できるよう、高齢者、障害者、子どもなどさまざまな関係機関と連携し、総合的なネットワーク体制づくりを推進します。



基本方針 5 支援が必要な人々の声を聞き逃さない仕組みを目指します



基本方針 6 関係機関・団体・施設との連携を強化します

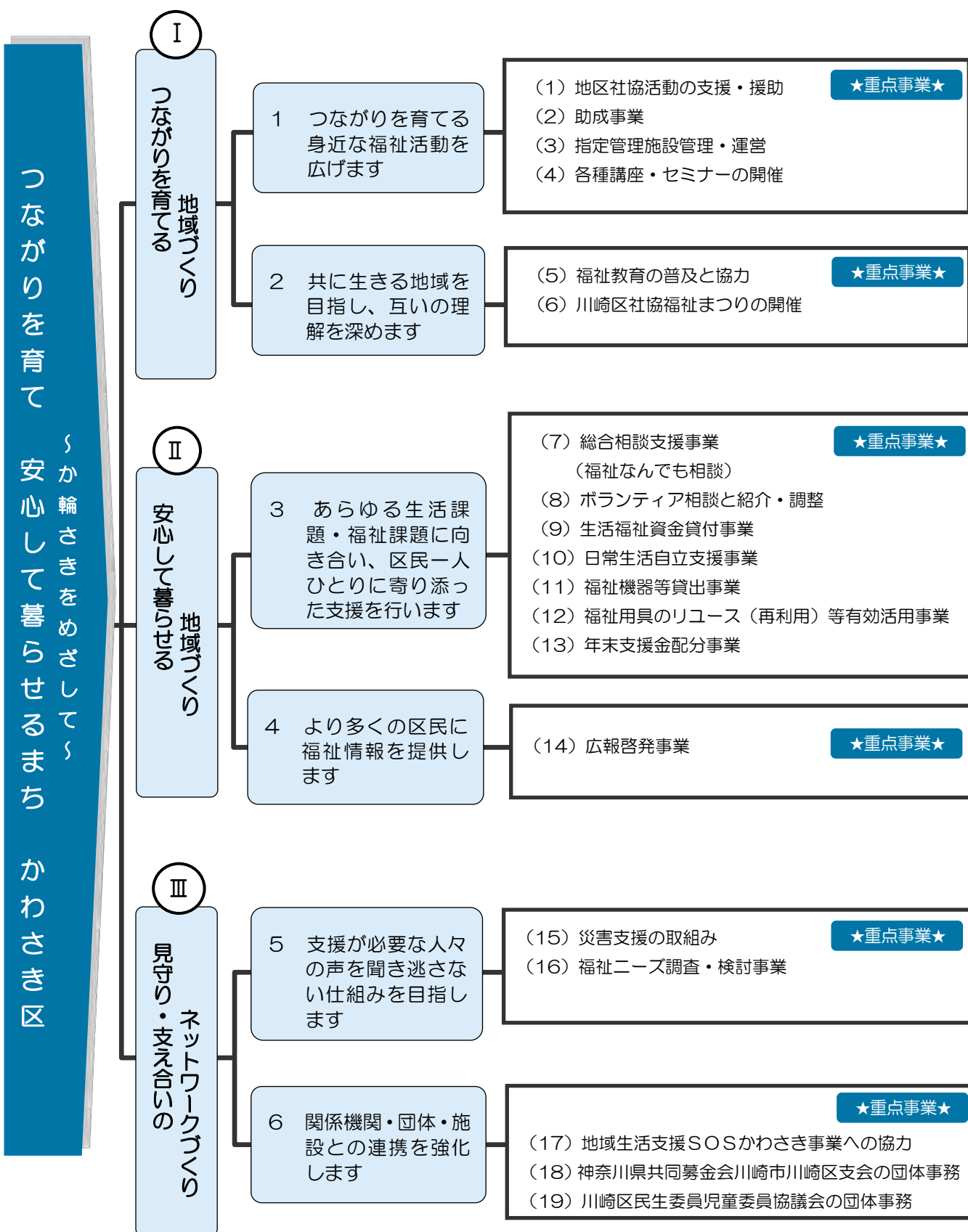
3 計画の体系

●基本理念

●基本目標

●基本方針

●事業



第4章 第4期川崎区地域福祉活動計画の具体的な取組

基本目標 1 つながり育てる地域づくり

具体的な取組



基本方針 1 つながり育てる身近な福祉活動を広げます

事業名	地区社協活動の支援・援助【重点事業】
取組事業	■地域支え合い活動助成金 ■広報活動費助成金 ■地域福祉講演会助成金 ■地域福祉懇談会等への支援
1 事業概要	各種助成金を通して、財政面で地区社協を支援します。積極的に地区社協の会議等に職員が参加し、地域福祉懇談会等の事業を支援します。
目指す姿	広報紙、講演会がより多くの地区社協で開催されるようになっています。見守り活動、居場所づくりなど、地域の課題に応じた支え合い活動が実施されるようになっています。



重点事業の取組事例

地区社協活動の支援・援助

地域支え合い活動助成金を活用して地区社協の支え合い活動の促進を支援します。

【中央第二地区社会福祉協議会
認知症予防カフェ「くるみクラブ」】



事業名	助成事業
取組事業 1	■地域福祉活動助成 ■子育てグループ助成
事業概要	年末配分金を財源に、地域で自主的な活動を行うボランティアグループや当事者団体、子育て支援グループの活動を支援。助成金申請を通じて資金面だけでなく、幅広く活動の支援など相談に応じます。
2 取組事業 2	■高齢者ふれあい活動支援事業
事業概要	高齢者ふれあい活動に対し、助成金の交付を通じ、活動の促進を図ります。また、共通課題である人材確保や団体育成に向けて効果的な支援を検討します。
目指す姿	より多くの団体で小地域福祉活動が実施されるようになり、地域の中で住民に身近な交流や居場所づくりの場が増えています。 財源への不安感解消につながり、楽しみながら活動できるなど、担い手のやりがいや生きがいづくりにつながっています。

3	事業名	指定管理施設管理・運営
	取組事業	■老人いこいの家 ■老人福祉センター ■地域交流センター
	事業概要	川崎市内 60 歳以上の方を対象に、地域の方々が、楽しみながら参加することを通じて、仲間づくりと共に教養の向上や心身の健康の増進を図ることを目的に各種事業を開催しています。 ○老人いこいの家：健康の日、介護予防講座、団塊の世代向け講座、教養講座、老人いこいの家交流事業「ピンポン大会&カローリング体験」、作品展、交流会、多世代交流事業、いこいの家新聞などの発行など ○老人福祉センター：健康相談、健康体操、敬老のつどい、いきいき健康フェア、演芸大会など 市民を対象に、多目的に利用し、親しく交流を深める場として、貸室事業や市民交流事業を開催しています。 ○地域交流センター：料理教室、関係機関との連携・共催によるコンサート、まつりなど
	目指す姿	ますますの高齢化を踏まえ、共助の意識の定着が図られ、地域団体との協働により、いこいの家や老人福祉・地域交流センターが地域の福祉活動の拠点として地域の皆様に利用されています。

4	事業名	各種講座・セミナーの開催
	取組事業 1	■障がい者支援講座の開催
	事業概要	当事者団体と協働し、地区社協や地区民児協など地域の福祉関係者の協力のもと情報交換会や講座などを開催し、当事者の声を地域に届け、それを正しく理解し支援する地域づくりを行います。
	目指す姿	障害への理解が進み、同じ社会の一員として互いに支えあう気持ちが育まれ、地域のあらゆる住民が役割を持ち、自分らしく活躍でき助け合いながら暮らすことのできる地域になっています。
	取組事業 2	■ボランティア講座、交流会の開催（ボランティアセンター事業）
	事業概要	自分の住んでいる地域に目を向け、気軽にボランティア活動への一歩を踏み出すきっかけとなることを目的に各種講座を開催しています。また、ボランティアグループ間の横のつながりを持つ機会として交流会を開催し、情報交換・共有をしながら連携を深めます。 ○ボランティア基礎講座 ○ボランティア交流会 ○夏休み福祉・チャレンジボランティア体験学習「チャレボラ」 ○「ちょこボラ！」養成講座 など
	目指す姿	個別支援など地域ニーズに対応するボランティア活動者・団体が増え、より小地域でのささえあい活動の輪が広がっています。 地域のなかで男性が活躍できるボランティア・地域活動の場づくりが増えています。 世代を問わず、子どもからお年寄りまでやりがいや生きがいを持って楽しみながら活動に取り組める機会となる場が増えています。

取組事業 3	■子どもに関する講座の開催
事業概要	子育て支援機関との連携を図りながら、区内で活動する団体への支援を行います。また、関心の高まっているこども食堂について、区民の理解を深めると共に、活動したい人を支援するなど川崎区内の子ども食堂や居場所に関する支援を関係機関との連携を深めながら進めていきます。 ○「こども食堂」を含めこどもの居場所に関する講演会 ○子育てグループ交流会
目指す姿	「こども食堂」への理解が進み、官民連携した支援が整い、地域の居場所づくりが広がっています。 活動に役立つ情報の提供・交換の場を通じて、子育てグループやサロン活動者の悩みを共有し、横のつながりを深めることで親子のふれあいや居場所づくりの活動が地域に根付いています。



基本方針 2 共に生きる地域を目指し、互いの理解を深めます

5	事業名	福祉教育の普及と協力【重点事業】
	取組事業	■福祉教育の普及と協力（ボランティアセンター事業）
	事業概要	福祉教育とは、福祉の知識や技術の習得、体験に終始するものではなく、自分達の地域に目を向け、地域を知り、そこに住む人を知ることから始まります。福祉教育はすぐに成果の見えるものではありませんが、福祉の理解者を地域の中で少しずつ増やしていき、地域福祉の基盤を作っていく“こころ”の種まき活動です。 学校、町内会、企業などで講演や疑似体験、グループワーク等を交えながら、福祉に関する学びを深めています。 ○福祉教育の普及・啓発 ○福祉教育への取組みに関する相談、紹介、調整 ○福祉教育情報交流会
	目指す姿	制度の狭間やさまざまな生活課題のある方たちへの理解が進み、地域住民も含めた横断的なネットワークで支える体制が整い、社会関係が育まれ、その人らしく過ごせる居場所ができるようになっています。 学校関係だけでなく、地域活動者・団体や自治組織、企業など、幅広く福祉の学びの場が広がっています。 福祉教育に携わる講師や協力者などのネットワークが確立し、より一層効果的な学習展開に向けて、区内のニーズや課題を意識した取組みが進んでいます。



重点事業の取組事例

福祉教育の普及と協力

学習に協力をしてくださる講師や団体の紹介、車いすや高齢者疑似体験セットなど福祉教材の貸出、また学習プログラムや企画内容についての相談に応じています。

【高齢者疑似体験】



【車いす体験】



区内で行われる福祉教育の講師・協力者を対象に年に2回、福祉教育情報交流会を開催しています。

【福祉教育情報交流会】



【福祉教育チラシ】



	事業名	川崎区社協福祉まつりの開催
	取組事業	■川崎区社協福祉まつりの開催
6	事業概要	福祉・社会貢献活動に携わるボランティア・当事者・施設・企業等を一堂に会し、区社協福祉まつりを開催し、区民との交流を通じた福祉啓発及び意識の高揚を図ります。
	目指す姿	川崎区社協福祉まつりの開催を通じて、世代を問わず福祉にあまり関わりのなかった人たちも福祉を身近に感じ理解が深まり、福祉活動に協力、支援してくれる人が増えるきっかけ作りとして定着しています。

区社協との連携による区役所の取組

基本目標1 つながり育てる地域づくり

課題

高齢者などの
健康の問題

健康づくりやいきがづくりの場を身近な地域で提供し、自分でできることに主体的に取り組めるきっかけをつくります。

●健康づくり・介護予防の普及啓発 他3事業

高齢者の健康づくり・介護予防のため、ほほえみ元気体操や公園ウォーキング、ストレッチなどの運動の普及啓発を行います。



課題

地域活動に参加したことが
ないなど

見守り・支え合いの輪を広げていくための地域活動を支援し、区民が活動に参加するきっかけをつくります。

●地域の縁側活動推進事業 他5事業

誰もが気軽に立ち寄ることのできる地域の憩いの場「地域の縁側」活動を推進します。



課題

地域交流
の場が少ない

転入などにより地域のつながりが希薄な人たちに対しての交流の場づくりを推進します。

●かわさき区子育てフェスタ 他5事業

子育てに関するイベントを実施し、区内の子ども・子育て情報を提供するとともに、参加者の交流を通し、暮らしやすく、子育てしやすい地域づくりを推進します。



基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

具体的な取組



基本方針3 あらゆる生活課題・福祉課題に向き合い、区民一人ひとりに寄り添った支援を行います

	事業名	総合相談支援事業（福祉なんでも相談）【重点事業】
	取組事業	■総合相談体制の構築 ■生活支援体制作り
7	事業概要	「福祉なんでも相談」窓口と位置づけ、相談の種別、内容に関わらず、あらゆる相談をワンストップで受け止めます。制度の狭間の問題や課題に寄り添い、本人だけではなく、その世帯が抱えるさまざまな課題等を含めて丸ごと把握しあらゆる相談への対応を行い、地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けて取組みを行います。 一機関では対応しにくい複合的な課題については、住民や関係機関と課題を共有し、一緒に考えることで活動や課題解決に向けた動き、新たなしくみづくりを目指していきます。 ○地域へのアウトリーチの徹底 ○相談窓口の総合化と職員のチーム対応力の向上、部門間横断の相談支援体制づくり ○多様な生活課題に対する生活支援サービスや福祉活動の開発・実施 ○住民組織、福祉関係機関・団体、企業、ボランティア、NPOなどとの自立支援に向けた連携 ○既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応 ○行政とのパートナーシップ ○地域づくりのための活動基盤整備
	目指す姿	個別支援と地域支援を区社協が共に担うことにより、個人の問題として捉えるのではなく、地域全体に広げるべき課題となり得るか検討ができ、社協の事業としての仕組みの構築につながっています。 住民の気づきや相談を受け止める機会が増え、次の気づきや相談を促すことにつながっています。 個別支援において相談者のこれまでの生き方を理解した寄り添い型の支援展開が広がっています。 解決を図るために関係機関と連携を図りながら「我が事・丸ごと」の地域共生社会の理念実現に向けて動くことができています。



重点事業の取組事例

総合相談支援事業（福祉なんでも相談）

「どこに相談すればいいかわからない」「福祉サービスに関する情報を知りたい」「だれかに聞いてほしいことがある」「地域で気になる人がいる」「今ある制度、仕組みでは解決することが難しい」などの福祉分野に関する相談を受付けています。



【福祉なんでも相談】



8	事業名	ボランティア相談と紹介・調整
	取組事業	■ボランティア相談と紹介・調整（ボランティアセンター事業）
	事業概要	ボランティア活動を通して住民がまちづくりに参加するための窓口として設置しており、ボランティア活動者・団体と、受入・協働する組織との間をつないでいます。地域や関係機関と連携を図りながらボランティアネットワークを広げ、さまざまな地域課題や相談にも寄り添い、柔軟に対応できる体制の構築を図っています。 ○ボランティア依頼および活動希望の相談、紹介、調整 ○ボランティア情報の収集、提供 ○ボランティアグループの育成、援助 ○ボランティア・市民活動団体、関係機関との連携
	目指す姿	「支え手側」「受け手側」に分かれるのではなく、地域住民が互いに支えあいながら自分らしく活動ができるような地域コミュニティづくりが進んでいます。 社会貢献活動を行う企業と地域住民・団体、関係機関とのネットワークが図られ、協働して助け合うしくみが取り組まれています。

9	事業名	生活福祉資金貸付事業
	取組事業	■生活福祉資金貸付事業の実施 ■関係機関との更なる連携強化 ■職員育成、相談支援体制づくり
	事業概要	実施主体である神奈川県社協と連携し、必要な方へ一時的な資金の貸付と相談支援を行い、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ります。また制度の情報発信や返済中の方への支援・対応を行います。
	目指す姿	個々に寄り添い、ケースごとにさまざまな機関と連携を図ることを通じて連携が深まっています。貸付のみならず、ケース内容によっては、さまざまな協力体制のもと相談支援を行えるように展開しています。

10	事業名	日常生活自立支援事業
	取組事業	■福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス ■書類等預かりサービス
	事業概要	○福祉サービスの情報提供、助言、利用手続、利用料支払い ○生活費の出金、家賃や公共料金、医療費等の支払い手続き ○預貯金通帳、証書、印鑑等の預かり
	目指す姿	事業の周知を図り、サービスが必要な人に対し適正なサービスが提供されています。

11	事業名	福祉機器等貸出事業
	取組事業 1	■こどもニコニコ(^O^)グッズの貸出
	事業概要	こどもニコニコ(^O^)グッズの周知に努め、地域の自主活動を行う子育て支援に関する団体の利用促進を図ります。
	目指す姿	子育てサロンや子育てグループの活動者自身が、こどもニコニコ(^O^)グッズを活用して子ども達とふれあい、コミュニケーションが取れる場が多くなっています。
	取組事業 2	■車イス・福祉用具の貸出
	事業概要	川崎区民ならびに区内の学校、施設、企業などに対して、車イス・福祉用具の貸出を行います。また貸出事業で終わるのではなく、必要に応じて継続的な支援を行います。
	目指す姿	車イス・福祉用具の貸出事業を行うことで、区内の地域福祉の推進を図っています。

12	事業名	福祉用具のリユース（再利用）等有効活用事業
	取組事業	■福祉用具のリユース（再利用）等有効活用事業
	事業概要	川崎区内在住者に対して、福祉用具のリユースの情報提供と支援を行います。
	目指す姿	今以上の情報提供、譲渡成立を図ります。

13	事業名	年末支援金配分事業
	取組事業	■年末支援金配分事業
	事業概要	○福祉ニーズをもつ世帯を対象に支援金を配布 ○年末たすけあい運動実施委員会での対象世帯や広報等の検討
	目指す姿	より多くの方に情報が届き、支援金を必要とする方に行き渡るようになっています。



基本方針4 より多くの区民に福祉情報を提供します

14	事業名	広報啓発事業【重点事業】
	取組事業1	■区社協ホームページの運営管理
	事業概要	○ホームページの運営管理 ○ホームページのシステムのリニューアルの検討
	目指す姿	スマートフォン等、時代のニーズに合ったホームページができており、多くの方が閲覧しやすい情報発信ができています。
	取組事業2	■ボランティア情報紙「いっぽ」の発行（ボランティアセンター事業）
	事業概要	ボランティアに関する情報やお知らせ、活動団体の紹介、募集の呼びかけ等を掲載し、希望者に届けるほか、区内外の施設・関係機関へ配架を行い、広く情報提供を行います。
	目指す姿	区内のボランティア情報の提供媒体として、地域住民や関係機関・団体への認知度が高まり、ボランティアへの興味・関心をもってもらうきっかけとなっているほか、つながりをもつ機会が増え、ボランティアのネットワークが広がっています。
	取組事業3	■広報紙「ウェーブ」の発行
	事業概要	多くの区民に楽しんで読んでもらえるよう魅力ある内容を検討し、地域福祉の情報を発信します。 また、配布方法を検討し、必要な人に必要な情報が届くよう努めます。
	目指す姿	町会・自治会の協力による全戸配布という強みを活かし、より多くの地域住民へ福祉情報が届けられ、福祉に関する理解普及につながっています。

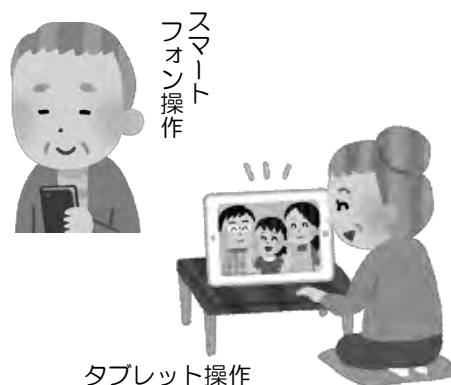


重点事業の取組事例

広報啓発事業（ホームページのリニューアル）

本会のホームページを新しいシステムにリニューアルしスマートフォンやタブレットからも閲覧しやすくします。

【ホームページ等の閲覧】➡



区社協との連携による区役所の取組

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

課題

必要な情報が
入ってこない

情報を集約・整理して区民に届けます。

●地域の保健福祉情報発信事業 他4事業

地域の保健福祉の活動などの効果的な情報発信を行います。



課題

支援が必要な人
が増えている

相談・支援体制を充実させ、関係機関のスムーズな連携により、支援を必要としている人を迅速かつ的確に支援につなげていきます。

●川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業 他10事業

日本語に不慣れな子どもや保護者を支援するため、通訳の派遣や翻訳を行い、子どもや保護者の孤立防止を図ります。



課題

担い手の不足

地域活動者や保健福祉従事者の育成支援を充実させます。

●認知症サポーター養成講座 他6事業

認知症の症状などを正しく理解し、認知症の方やその家族を地域の中で支えていく認知症サポーターを養成する講座を実施し、身近な見守りや支援体制の充実に向けて取り組みます。



基本目標3

見守り・支え合いのネットワークづくり

具体的な取組



基本方針5 支援が必要な人々の声を聞き逃さない仕組みを目指します

15	事業名	災害支援の取組み【重点事業】
	取組事業	■区総合防災訓練への参加 ■災害ボランティアセンターの運営方法の検討 ■災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施
	事業概要	○川崎区が開催する総合防災訓練に参加し、パネル展示及び啓発物品等の配布 ○川崎区と協力し、災害ボランティアセンターの設置場所等、マニュアルに記載されている事項について検討 ○災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づいて、設置・運営訓練の実施
	目指す姿	多くの方が災害ボランティアセンターの存在及び役割を理解しています。 有事の際に、円滑に災害ボランティアセンターを立ち上げる体制・準備ができています。



重点事業の取組事例

災害支援の取組み

災害ボランティアセンターの広報周知活動や運営訓練を行います。

【川崎区総合防災訓練に災害ボランティアセンターのブースを出展】



16	事業名	福祉ニーズ調査・検討事業
	取組事業	■福祉ニーズの調査・検討事業
	事業概要	各種事業を通じて得られた地域の福祉ニーズを集約・精査し、必要に応じて新規事業を検討します。
	目指す姿	既存の福祉サービスや事業では対応が難しいが、支援を必要としている方へ少しでも多くサポートできる体制が整っています。



基本方針6 関係機関・団体・施設との連携を強化します

17	事業名	地域生活支援SOSかわさき事業への協力【重点事業】
	取組事業	■地域生活支援SOSかわさき事業への協力
	事業概要	川崎市社協が行う「地域生活支援SOSかわさき事業」について、区社協としてネットワーク体制づくりや相談対応への協力支援等を行います。「地域生活支援SOSかわさき事業」とは、川崎市内の社会福祉法人に担当を配置し、各分野（高齢、障害、保育、児童）が横断的なネットワーク体制をつくり、複雑かつ複合的な福祉・生活課題の相談対応を図っていく取組みです。
	目指す姿	川崎市社協の取組みに連携を図りながら、地域共生社会への実現に向けた一助として協力を行っています。 また、第1種会員（公私社会福祉事業施設・団体）と一機関では対応しにくい複合的な課題などを共有し、課題解決や地域のまちづくり支援に向けた取組みについて検討を図り、新たなしくみづくりを目指しています。



重点事業の取組事例

地域生活支援SOSかわさき事業への協力

地域の中でのさまざまな困りごとに、社会福祉施設が連携を図りながら解決に向けた取組み、支援を行っていきます。

【困りごとをみんなで考えます】



18	事業名	神奈川県共同募金会川崎市川崎区支会の団体事務
	取組事業	■神奈川県共同募金会川崎市川崎区支会の団体事務
	事業概要	神奈川県共同募金川崎市川崎区支会の事務局として、共同募金運動の取りまとめを行い、地域福祉推進のための活動を行う福祉団体の支援を図ります。
	目指す姿	神奈川県共同募金会との連携に基づき、共同募金会運動の展開を図っています。

19	事業名	川崎区民生委員児童委員協議会の団体事務
	取組事業	■川崎区民生委員児童委員協議会の団体事務
	事業概要	区民児協の事務局として、民生委員児童委員活動を支援するとともに、地域福祉推進のための活動を協働して展開していきます。
	目指す姿	民生委員児童委員と社会福祉協議会、関係機関などと連携して、助けあい“お互いさま”の心で、身近な相談に応じられるような地域を目指しています。

区社協との連携による区役所の取組

基本目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり

課題

必要な支援につな
げていくための仕
組みづくりが必要

関係機関が情報を共有し、必要な支援につな
げることができる仕組みをつくりま

●ひとり暮らし等高齢者見守り事業の推進 他 7 事業

民生委員児童委員協議会の協力により、ひとり暮らし等の高齢者世帯を訪問調査し、必要に応じて見守りにつなげるなど、地域における高齢者の見守りを推進します。



課題

複雑化した課題に対
応していくために
ネットワークの強化

地域づくりを推進していくため、区民、活動団
体、事業者、行政等が連携を強化し、見守り・
支え合いのネットワークを形成していきます。

●川崎区地域包括ケアシステムネットワーク会議 他 12 事業

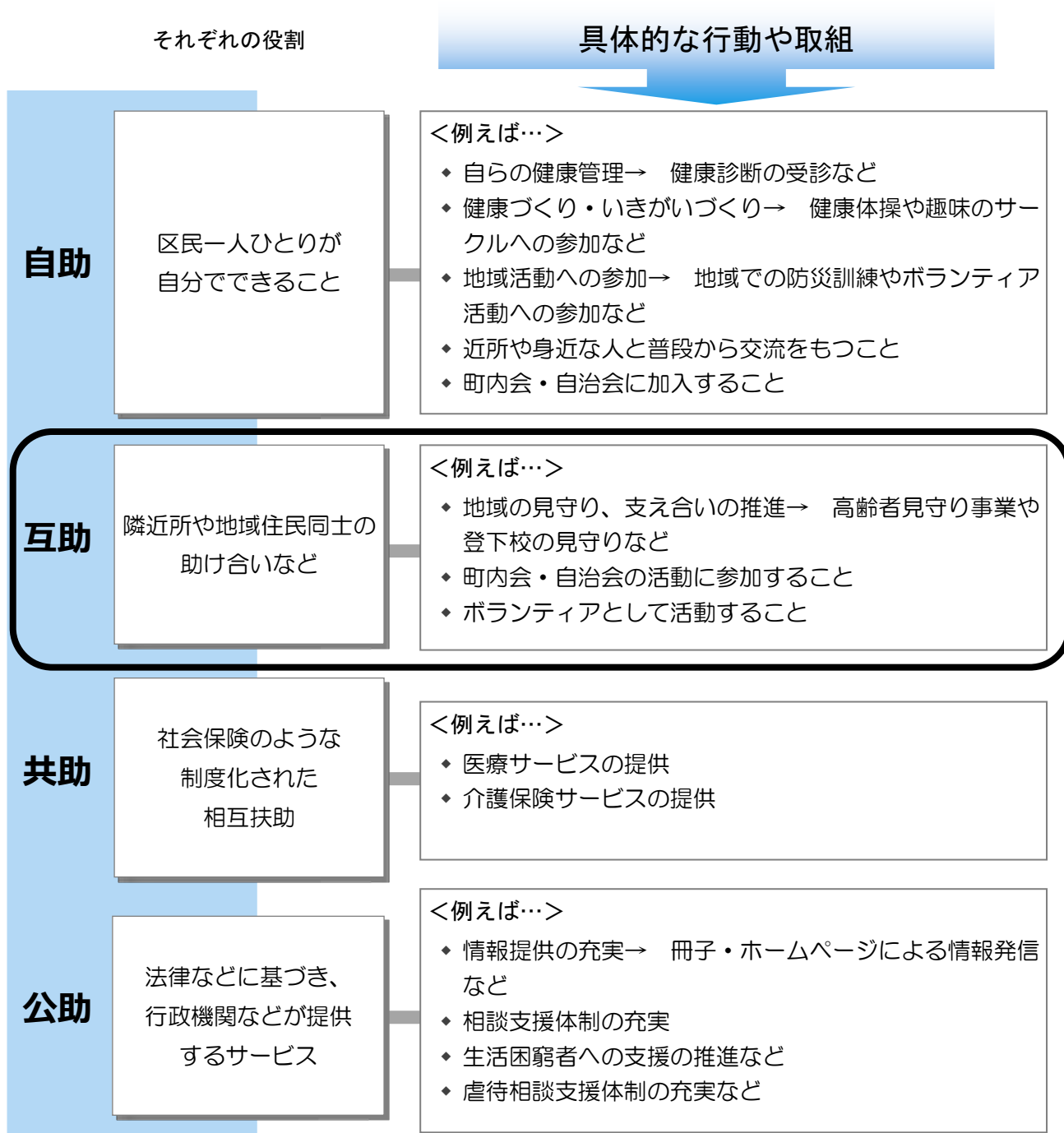
地域の課題等について、様々な関係機関と情報の共有及び検討するためのネットワーク会議を開催し、川崎区における地域包括ケアシステムを推進します。



第5章 計画の推進体制と進行管理

1 自助・互助・共助・公助による推進

この計画を推進するためには、区民が主体となることができることに取り組み、地域の活動団体・組織、企業、行政などが力を合わせて地域課題を解決していきます。

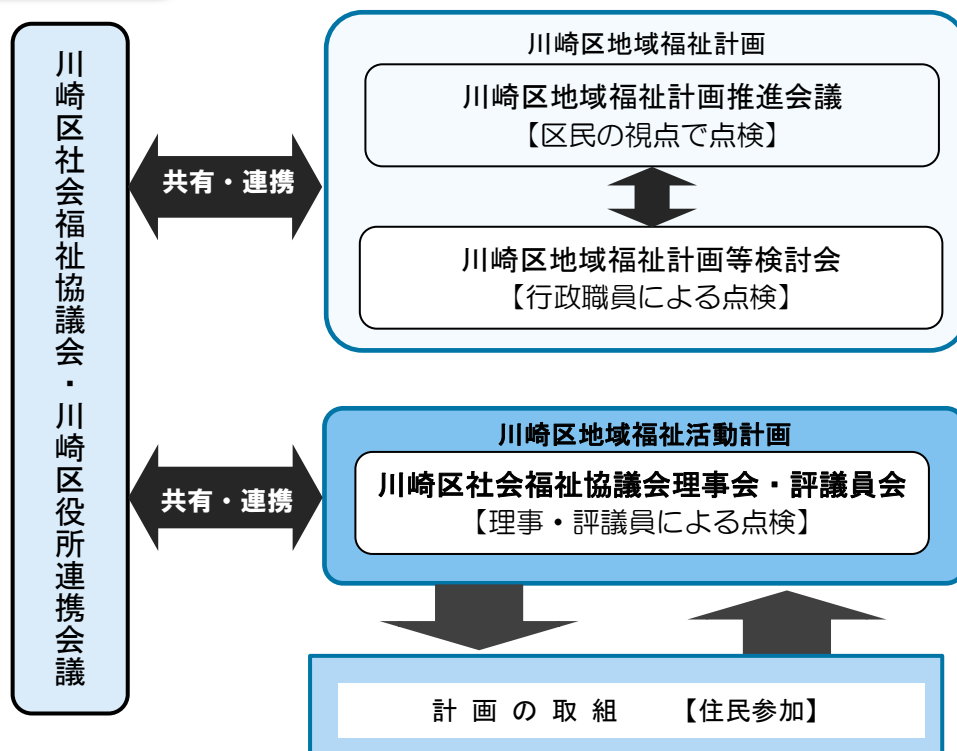


2 推進体制と進行管理

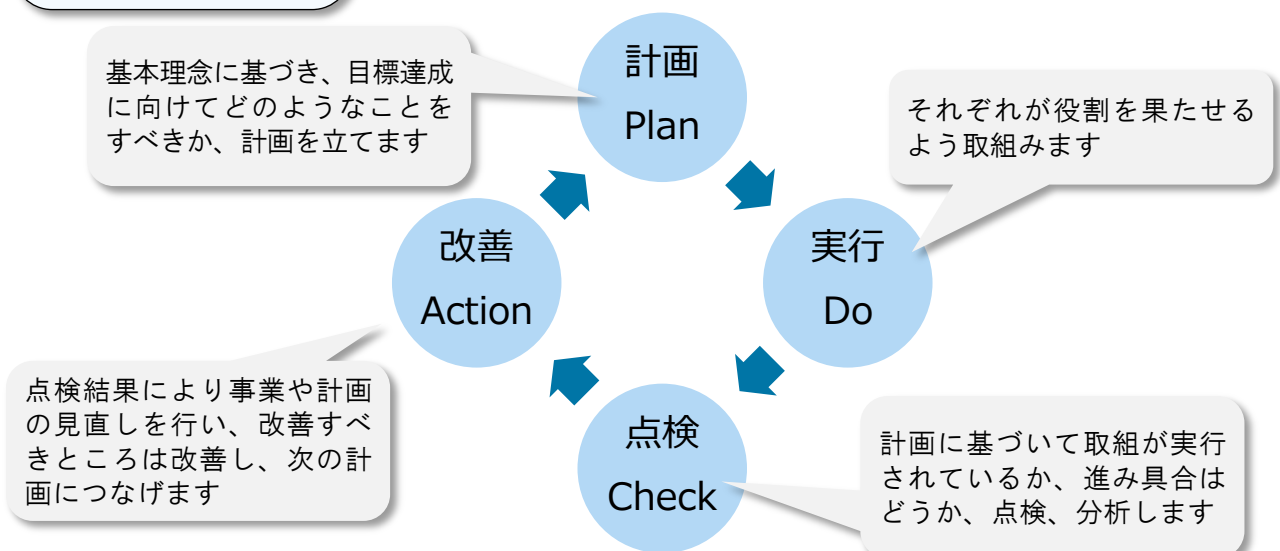
川崎市社会福祉協議会連携会議において川崎市地域福祉計画と情報共有や連携を図りながら計画を推進していきます。

また、PDCAサイクルにより理事会・評議員会での進捗状況の管理・点検を行い、課題・展開・事業内容の見直しなどを検討し、次年度の取組につなげていきます。

計画の推進体制



PDCAサイクル



資料編

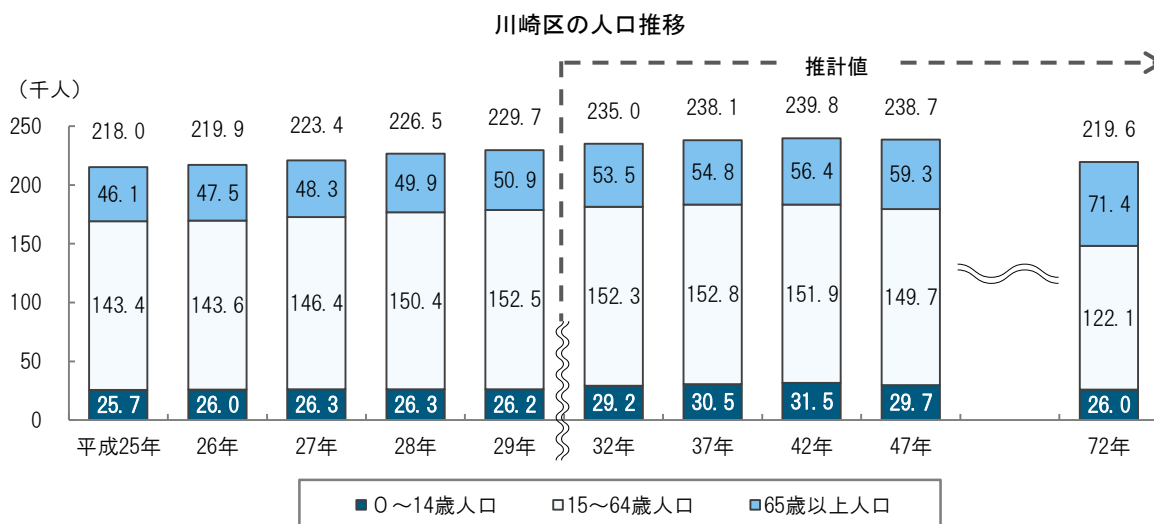


1 川崎区の統計データ

(1) 人口と世帯の状況

川崎区は中原区、高津区に次いで3番目に人口が多い区です。人口の増加傾向が続き、平成29（2017）年10月には約229,700人となっています。

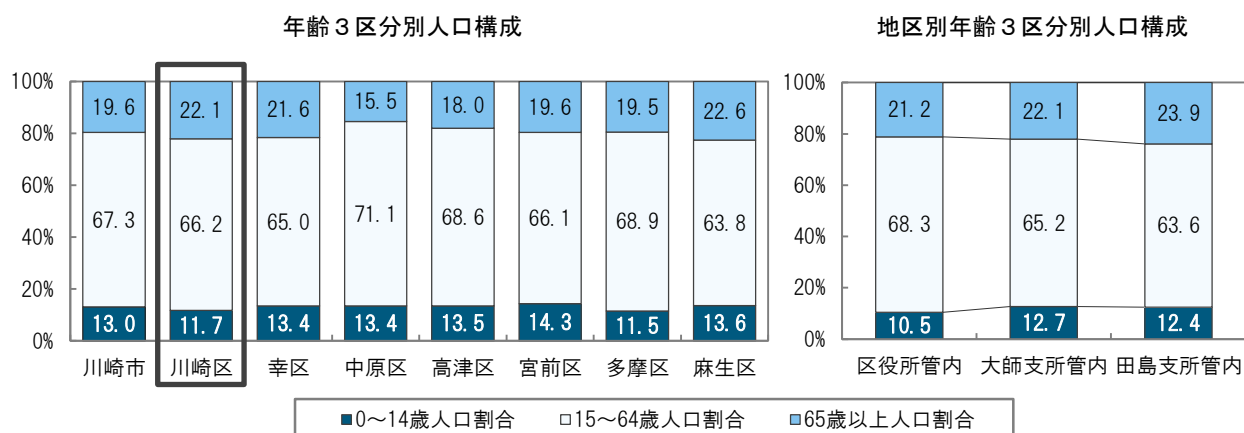
将来人口は、平成42（2030）年をピークに減少過程に移行しますが、65歳以上人口は平成72（2060）年まで増加を続けると推計されています。



資料：川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」（各年10月1日現在）年齢不詳があるため、総人口は合計と一致しない。
平成32年以降は「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」（平成29年5月 川崎市総務企画局）による。

(2) 高齢化の状況

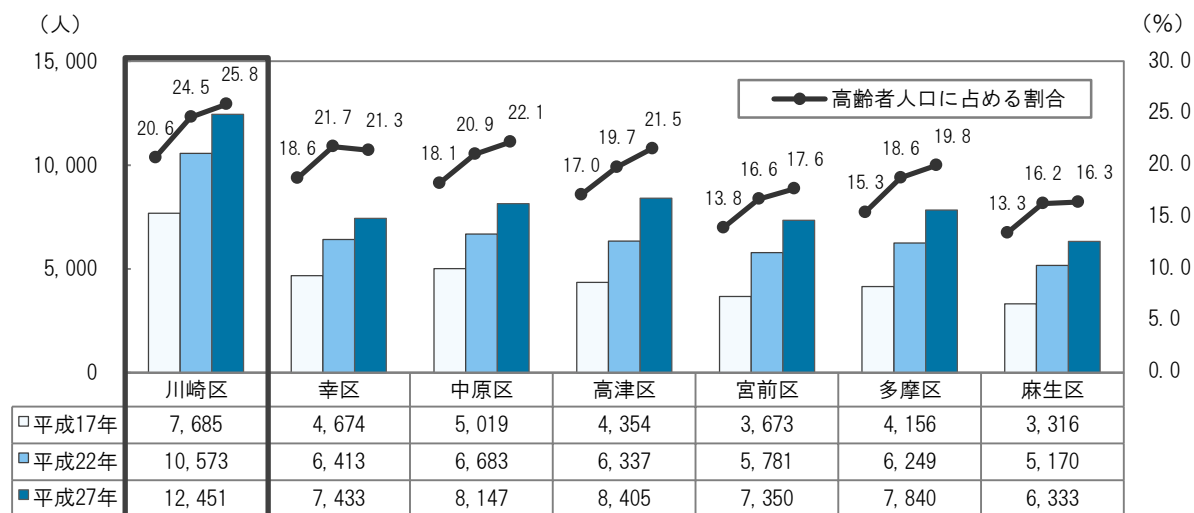
65歳以上の高齢者の割合は市内で2番目に高く、平成29（2017）年9月末には22.1%となっています。3地区別にみると、田島支所管内の高齢化率が23.9%と最も高くなっています。



資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」（平成29年9月末日現在）

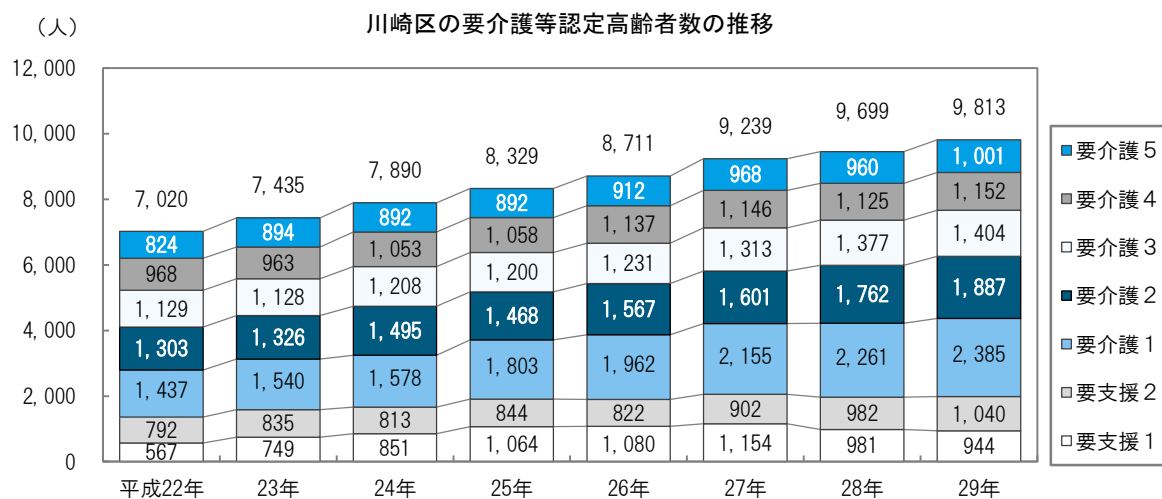
平成 27（2015）年の国勢調査では、川崎区のひとり暮らし高齢者は 12,000 人を
超え、高齢者の 25.8%がひとり暮らしとなっています。

区別ひとり暮らし高齢者数と高齢者人口に占める割合の推移



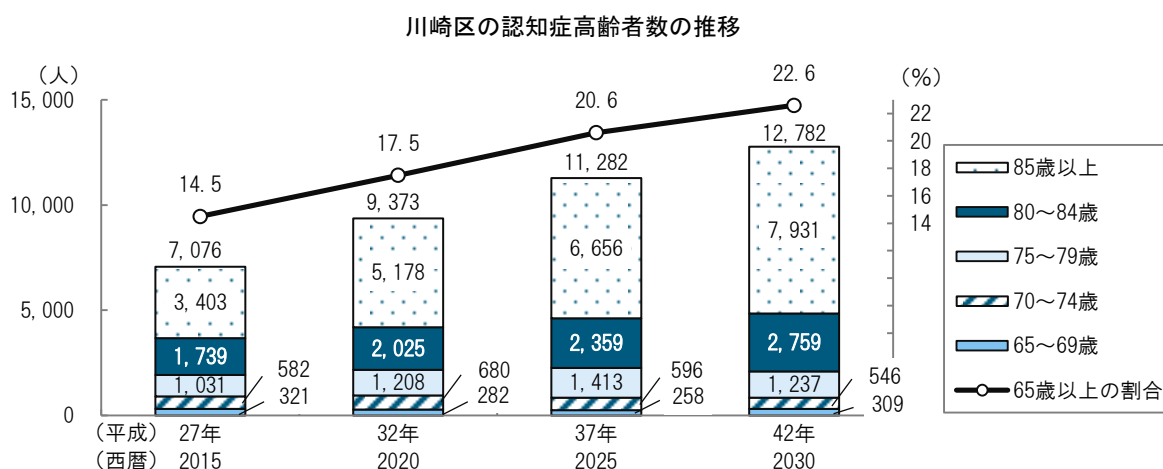
資料：国勢調査

介護保険の要介護・要支援認定高齢者数は増加傾向にあり、平成29（2017）年4月
1日時点で9,813人となっています。



資料：川崎市健康福祉局介護保険課（各年4月1日現在）
（第1号被保険者の要介護・要支援認定者数）

認知症高齢者数は今後増加を続け、平成 42（2030）年には約 12,800 人まで増加すると想定されます。

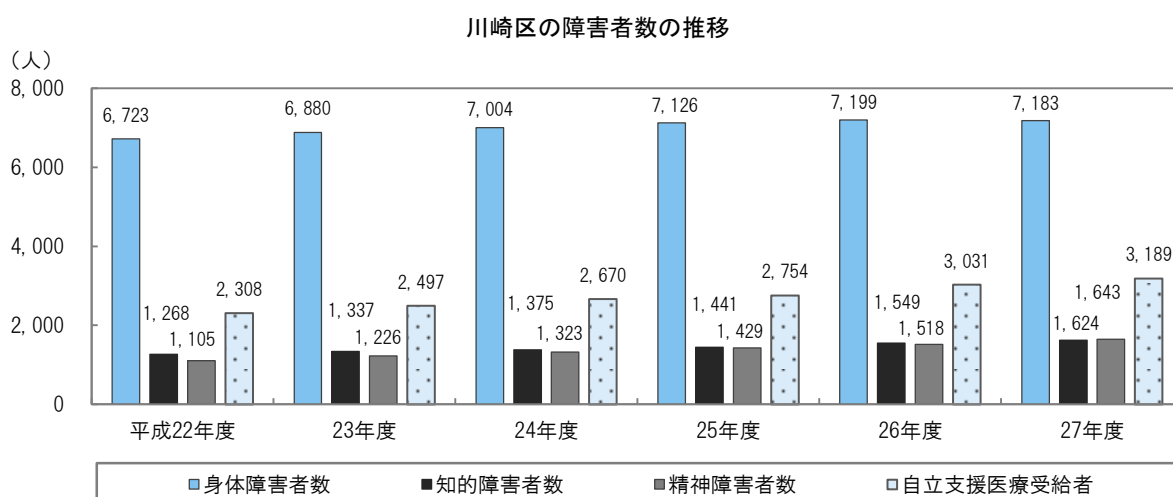


資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金 特別研究事業 九州大学二宮教授）から作成。

※平成 32 年以降の推計は、平成 27 年国勢調査をベースに、本市総務企画局が平成 29 年 5 月に公表した「川崎市総合計画第 2 期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」に、認知症有病率を乗じて推計。認知症有病率に軽度認知障害（MCI）は含まれない。

（３）障害者の状況

障害者数は、平成 27（2015）年度末で身体障害者手帳所持者数が 7,183 人、知的障害者数※が 1,624 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が 1,643 人、自立支援医療費（精神通院医療）*受給者数は 3,189 人となっています。知的障害者数、精神障害者数、自立支援医療受給者数は増加傾向にあります。



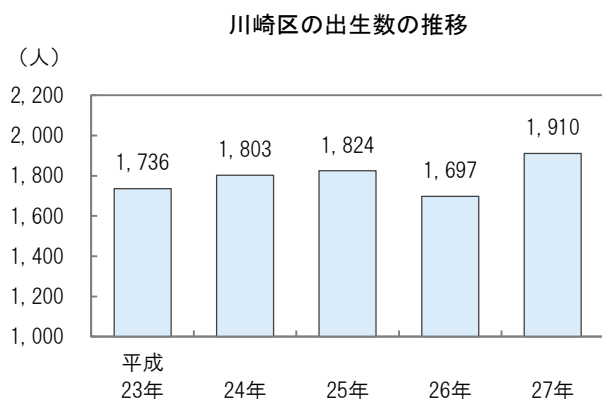
資料：川崎市健康福祉年報（各年度末）

※知的障害者数は判定のみ受けて手帳を所持していない者も含む。

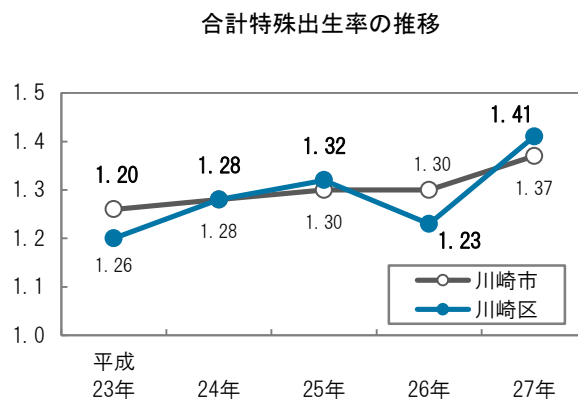
★ 自立支援医療（精神通院医療）：精神疾患のために継続的な通院による治療を受ける場合の医療費の負担軽減を図る制度です。（ただし所得制限があります。）

（４）出生の状況

出生数、合計特殊出生率*とともに平成 27（2015）年は増加及び上昇し、合計特殊出生率は市の 1.37 を上回り、1.41 となっています。



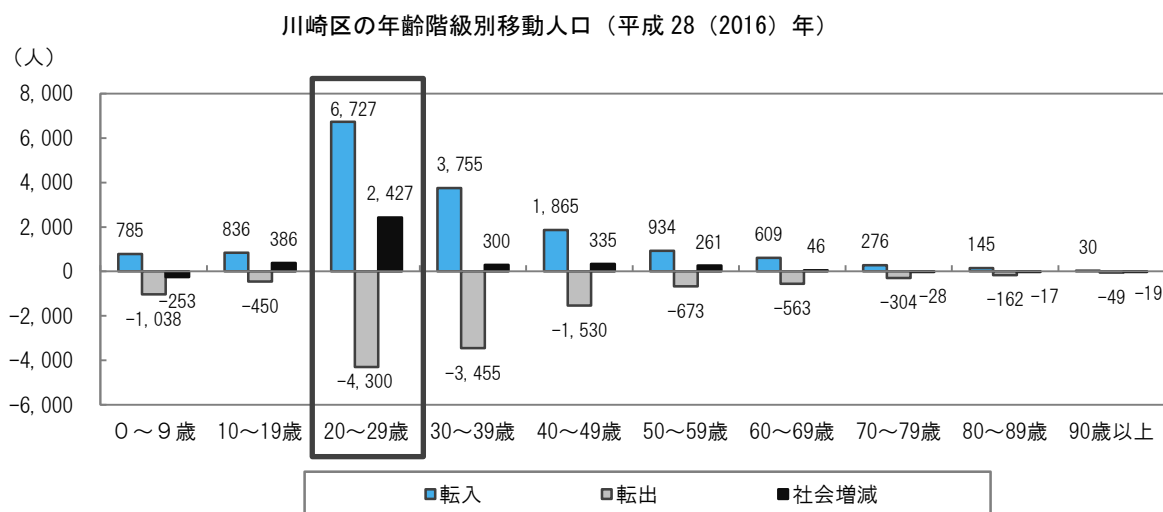
資料：川崎市健康福祉年報（各年次）



資料：神奈川県衛生統計年報（各年次）

（５）転出入の状況

平成 28（2016）年の移動人口では、20 歳代の転入が多く転出を約 2,400 人上回っています。



資料：川崎市統計情報「川崎区の人口動態」（平成 28 年）
※社会増減…住民の転入から転出を差し引いた人数。

* 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当します。

（６）児童虐待相談・通告の状況

平成 28（2016）年度の児童虐待相談・通告件数は、児童相談所受付が 538 件、区役所受付が 243 件となっており、ともに増加傾向が続いています。

児童虐待相談・通告件数受付状況（児童相談所）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	その他	計
平成28年度	538	282	351	292	241	224	199	7	2,134
平成27年度	478	291	280	259	227	228	145	12	1,920
平成26年度	423	256	229	270	209	238	149	18	1,792
平成25年度	347	164	201	235	245	222	131	31	1,576
平成24年度	209	131	180	186	229	183	102	17	1,237
平成23年度	277	134	177	216	180	184	139	13	1,320

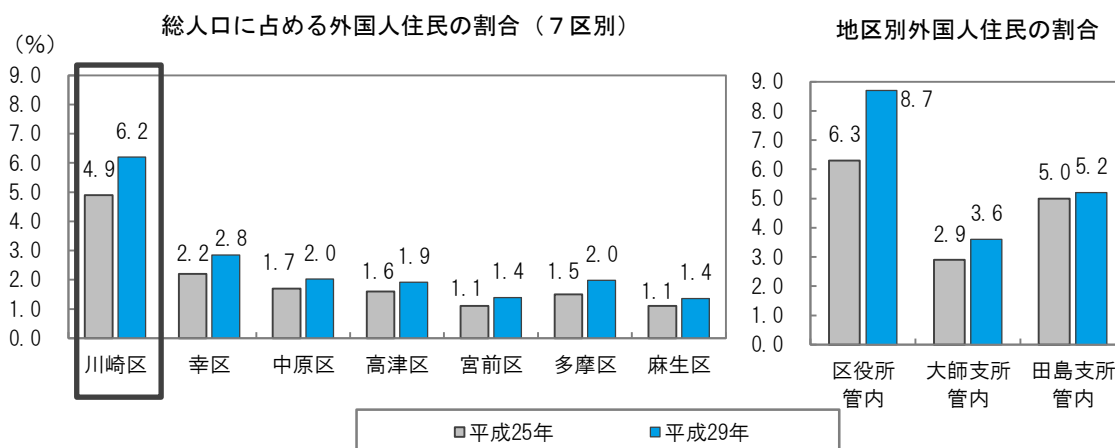
児童虐待相談・通告件数受付状況（区役所）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	計
平成28年度	243	100	78	91	82	64	83	741
平成27年度	195	66	52	75	85	97	44	614
平成26年度	117	82	61	105	64	111	58	598

資料：こども未来局「川崎市子どもを虐待から守る条例」第 21 条に基づく年次報告書及び報道発表資料「平成 28 年度児童相談所・区役所における児童虐待相談・通告件数」

（７）外国人住民の状況

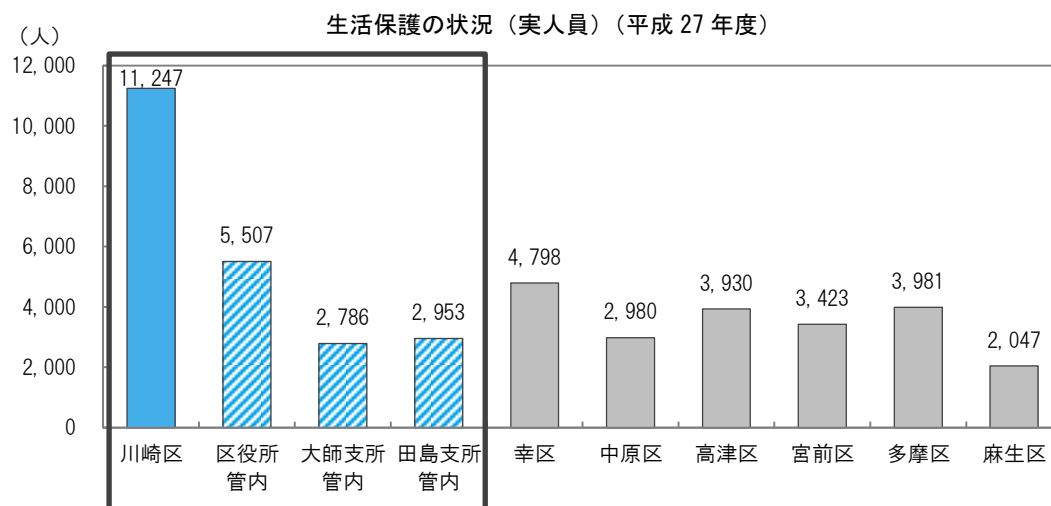
外国人住民人口は、平成 25（2013）年 9 月末の 10,717 人から平成 29（2017）年 9 月末には 14,417 人となり、総人口に占める割合は市内で最も高くなっています。特に区役所管内では 8.7%、田島支所管内では 5.2%と高い割合になっています。



資料：川崎市統計情報「管区別年齢別外国人住民人口」（平成 29 年 9 月末日現在）

（８）生活保護の状況

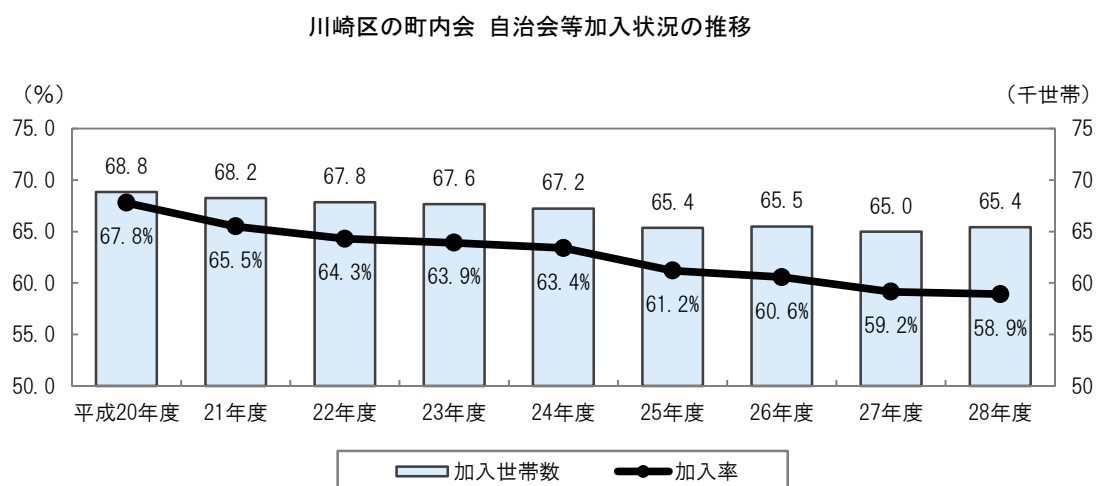
平成 27（2015）年度の生活保護*を受けた人の数は 11,247 人で、市内で最も多くなっています。



資料：川崎市統計書（各年度月平均。実人員には保護停止中を含む。）

（９）町内会・自治会等加入の状況

町内会・自治会等への加入率は低下傾向にあり、平成 28（2016）年度の加入率は 58.9%となっています。

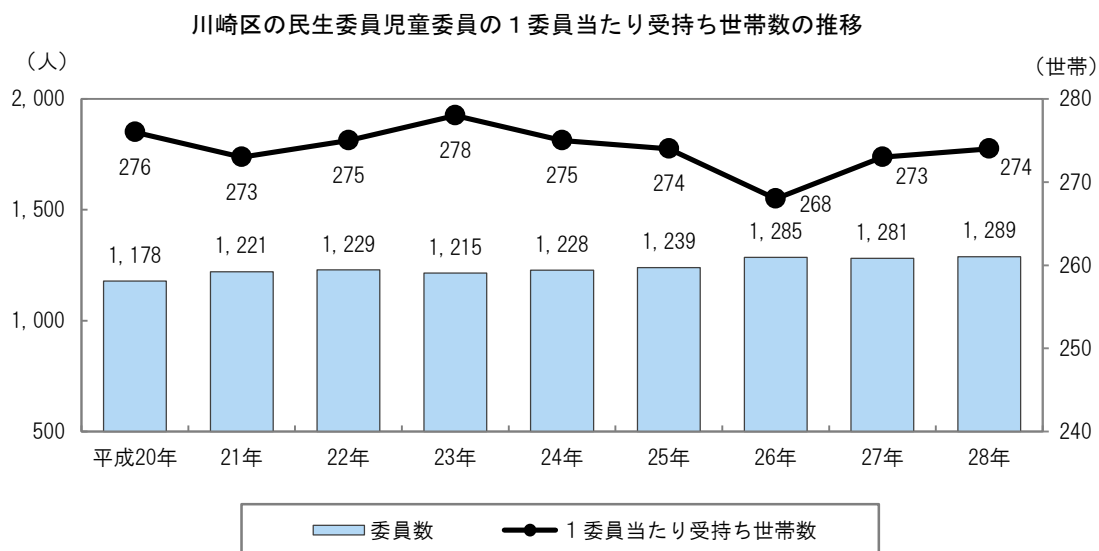


資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

* 生活保護：生活保護とは、家計を支えていた人が亡くなったり、病気やケガ、高齢や障害など何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行って、最低限度の生活の保障とともに、その自立の手助けをすることを目的とした制度です。健康で文化的な最低限度の生活を行う権利は日本国憲法に定められています。

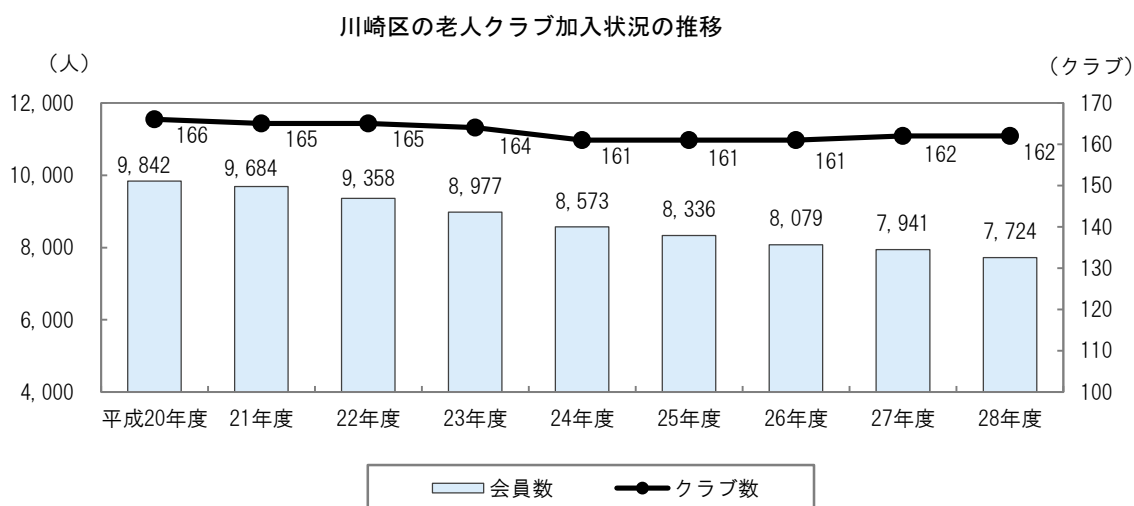
(10) 民生委員児童委員の状況

民生委員児童委員の1委員当たり受持ち世帯数は、増加傾向となっています。



(11) 老人クラブの状況

高齢者が増加している一方で、老人クラブの会員数は減少傾向となっています。



(12) 平成 28 年度第 4 回川崎市地域福祉実態調査からの抜粋

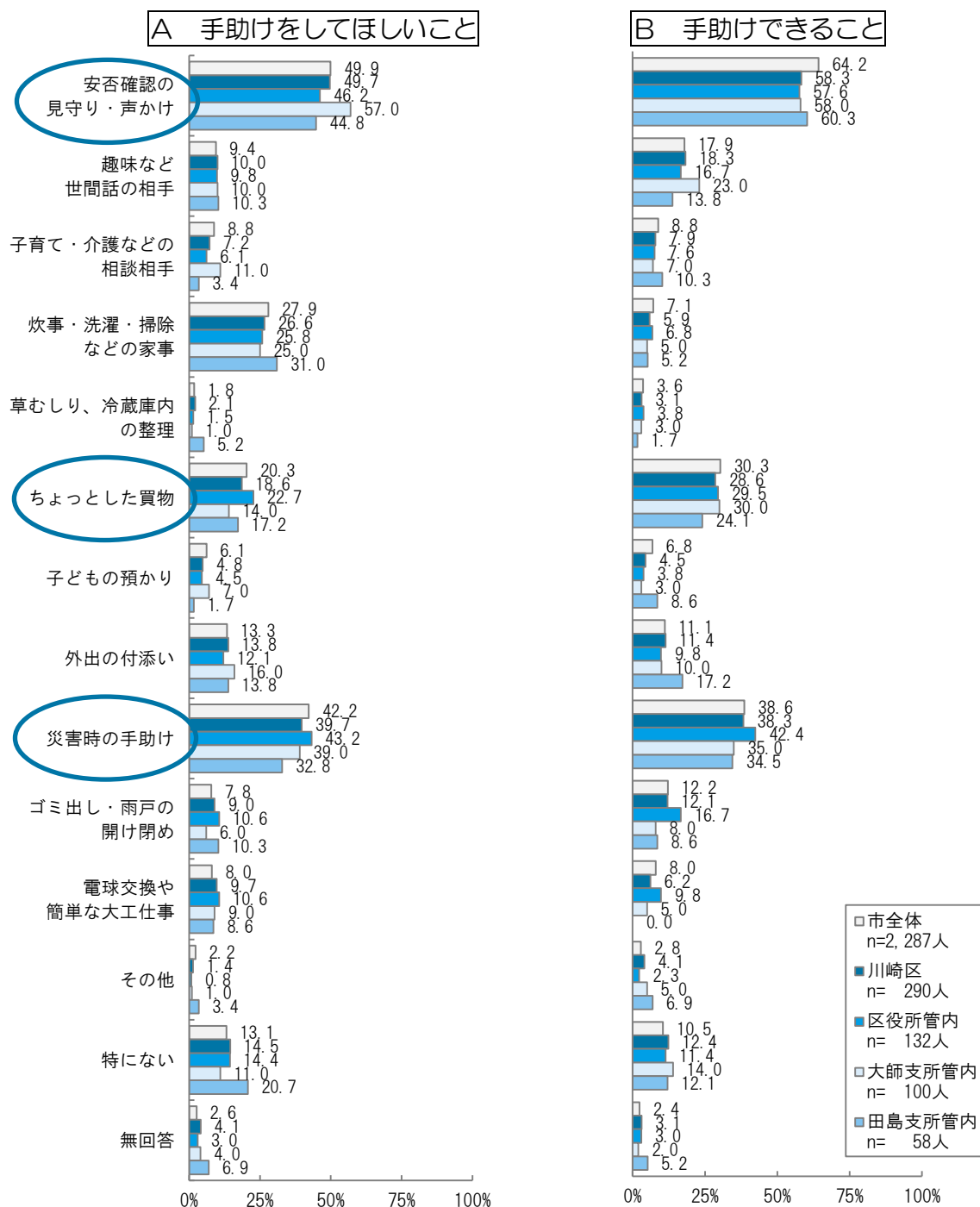
A あなたが、もし高齢や病気、事故などで日常生活が不自由になったとき、地域の人たちにどんな手助けをしてほしいですか。(3つまでに○)

B 地域の高齢者や障害者、子育て家庭などが安心して暮らすことができるよう、地域の支え合いとして、あなたご自身ができることは何ですか。(3つまでに○)

川崎区では、「安否確認の見守り・声かけ」が、手助けをしてほしいことで 49.7%、自身が手助けできることでも 58.3%と、いずれも最も高くなっている。

【支援の受け手】

【支援の担い手】



2 地域共生社会の実現に向けて（国の動向）

「地域共生社会」とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- ・住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- ・複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- ・地域福祉計画の充実

地域を基盤とする包括的支援の強化

- ・地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ・共生型サービスの創設
- ・市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- ・多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- ・社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

地域丸ごとのつながりの強化

- ・対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- ・福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

専門人材の機能強化・最大活用

出典：厚生労働省資料をもとに作成

3 「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点

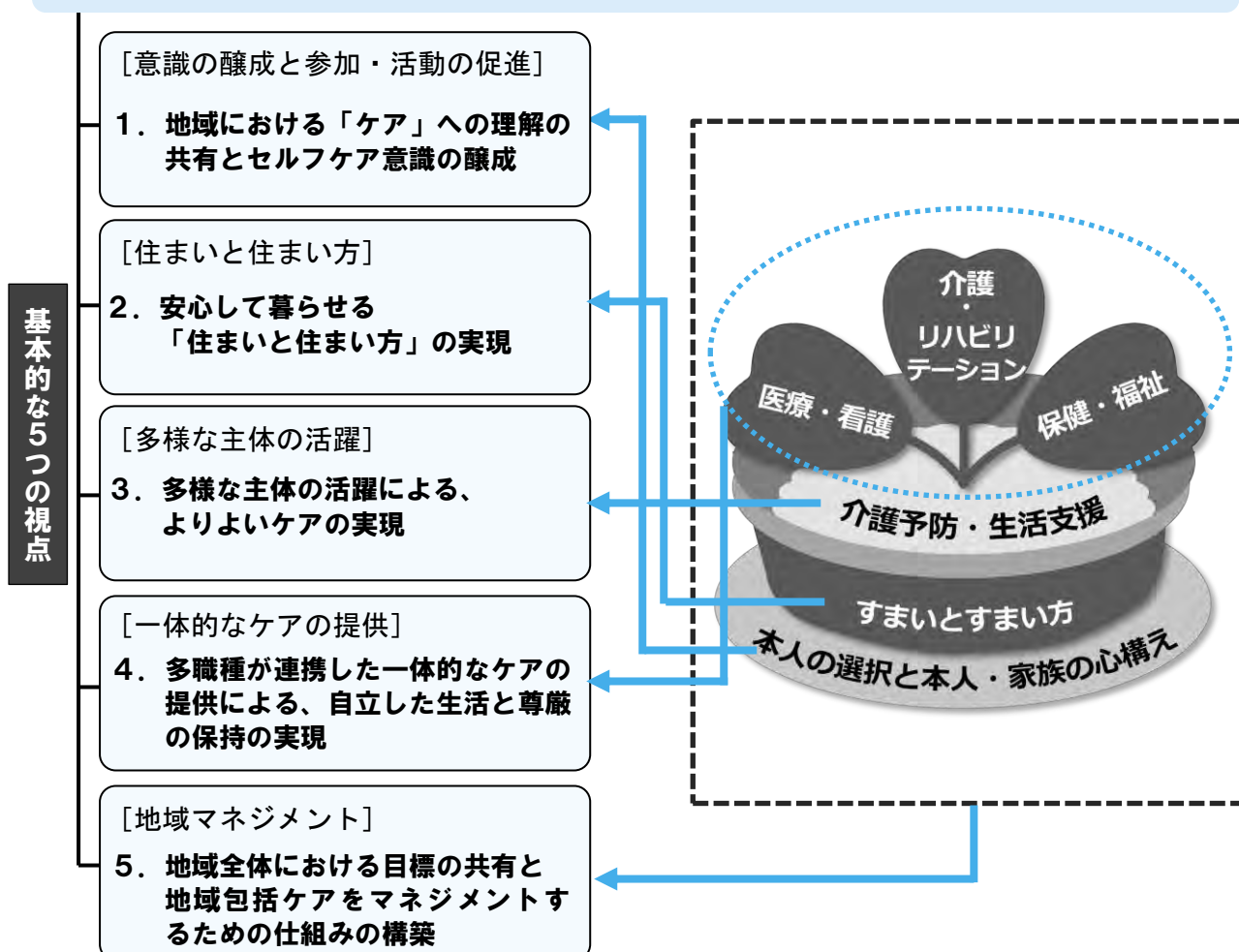
川崎市は、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっています。このようなことから高齢者に限らず、障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、平成 27（2015）年3月に関連個別計画の上位概念として、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定しました。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～

基本理念

川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による
誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成 27 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016 年をもとに作成

4 第4期川崎区地域福祉活動計画策定経過

計画策定にあたっては、正副会長会議・理事会・評議員会を中心に検討し、その内容について第1種～第10種の会員と協議を深めながら、この計画を策定いたしました。

また、川崎区地域福祉計画と情報共有を図るための区社協・区役所連携会議を4回、職員での作業部会を16回行いました。

実施日	内容
平成29年 6月12日	地区社協会長連絡会（第2種会員会議） ○策定方法及びスケジュールの確認
6月13日	評議員会 ○策定方法及びスケジュールの確認
6月14日	理事会 ○策定方法及びスケジュールの確認
9月27日	理事会 ○第4期計画（骨子案）の協議
10月17日	評議員会 ○第4期計画（骨子案）の協議
11月 1日	第1種会員会議 ○第4期計画（骨子案）の協議
12月11日	第6・7種会員会議 ○第4期計画（骨子案）の協議
平成30年 1月16日	正副会長会議 ○第4期計画（素案）の検討
1月23日	会員向け説明会及び第1・6・7・8種会員会議 ○第4期計画（素案）の協議
2月 1日	川崎区民児協常任理事会（第3種会員会議） ○第4期計画（素案）の協議
2月14日	地区社協会長連絡会（第2種会員会議） ○第4期計画（素案）の協議
2月27日	正副会長会議 ○第4期計画（最終案）の検討
3月 9日	理事会 ○第4期計画（最終案）の協議
3月26日	評議員会 ○第4期計画（最終案）の協議

5 地区社会福祉協議会の概況

(1) 中央第一地区社会福祉協議会

当地区は高層マンションが多く、貸し店舗が多い地域です。少子高齢化に拍車がかかり、核家族化が進行している中、役員・ボランティア活動の参加者が少ないのが現状です。

そのような中でも、会食会（芙蓉会）や歩こう会、敬老祝いの会等を行っています。会食会（芙蓉会）では、利用者の方より「来て良かった、楽しかった。おいしかった。」と言っていただけるのが活動の励みになっています。

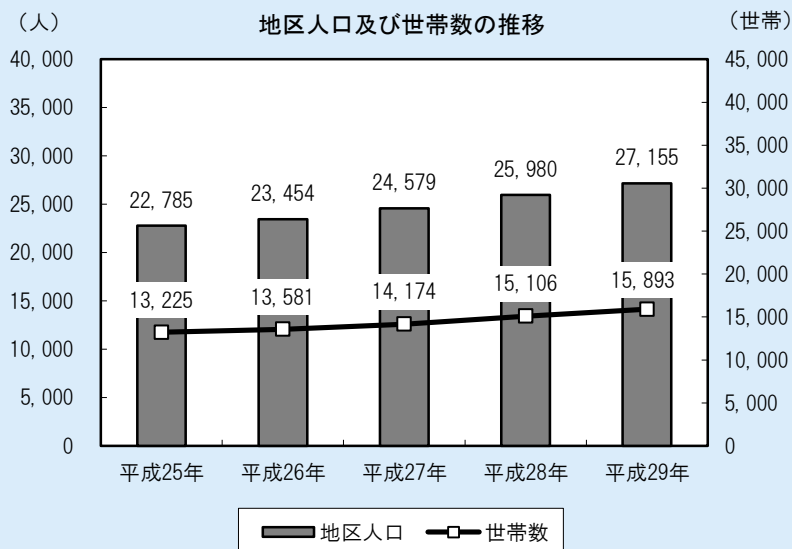
▼会食会（芙蓉会）



平成29年4月1日現在

平成28年4月1日現在

人口	27,155人			
世帯数	15,893世帯			
行政区別男女別人口・世帯数				
行政区	男性	女性	合計	世帯数
本町	2,387	2,034	4,871	3,317
堀之内町	689	399	1,088	892
旭町	1,932	1,588	3,520	1,928
富士見1丁目	1,002	962	1,964	855
宮本町	661	449	1,110	752
東田町	784	620	1,404	987
砂子	910	717	1,627	1,125
榎町	895	846	1,741	958
駅前本町	253	215	468	296
新川通	646	581	1,227	710
境町	1,091	847	1,938	1,140
宮前町	825	793	1,618	1,001
港町	2,325	2,254	4,579	1,932
合 計	14,850	12,305	27,155	15,893



資料：川崎市統計情報（各年4月1日現在）

(2) 中央第二地区社会福祉協議会

当地区はマンションが多い都市型地域であり、人口や世帯数が多い割には地域活動に参加する人々が少ないという課題があります。

高齢化が進んでいる状況を踏まえ、平成29年度から認知症予防カフェ「くるみクラブ」を毎月開催しています。

認知症予防となる体操・合唱等と、おしゃべりしながらの茶菓子と喫茶で楽しいひと時を過ごし、高齢者の貴重な居場所の一つとなっています。

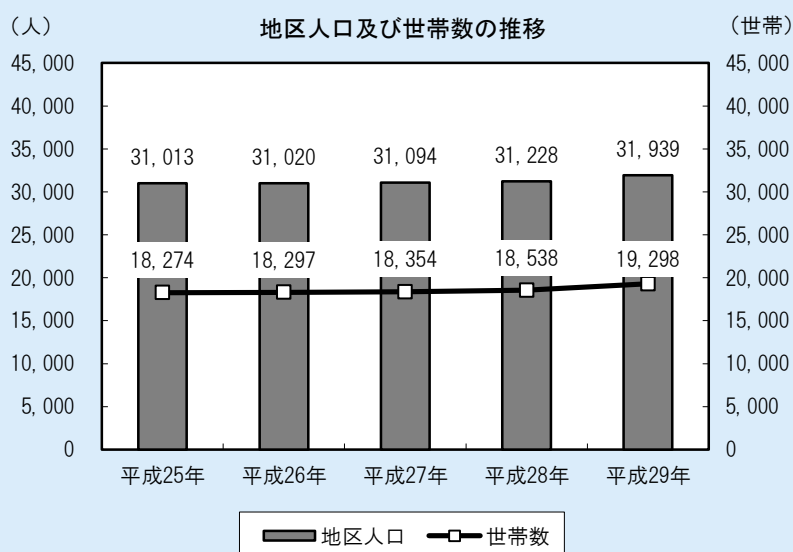
今後、地域福祉懇談会を通じて地域の課題を共有・把握しながら、各部会を中心に事業を実施し、見守り活動や子どもの居場所作りについても検討していく予定です。

▼認知症予防カフェ「くるみクラブ」



平成29年4月1日現在

人口		31,939人		
世帯数		19,298世帯		
行政区別男女別人口・世帯数				
行政区	男性	女性	合計	世帯数
貝塚	2,175	1,782	3,957	2,569
元木	1,223	1,072	2,295	1,352
下並木	1,646	1,370	3,016	1,552
池田	1,835	1,436	3,271	2,010
京町1, 2丁目	3,427	3,129	6,556	3,172
日進町	4,100	3,166	7,266	4,588
小川町	1,224	918	2,142	1,539
南町	1,978	1,197	3,175	2,342
堤根	176	85	261	174
合 計	17,784	14,155	31,939	19,298



資料：川崎市統計情報（各年4月1日現在）

(3) 渡田地区社会福祉協議会

当地区は年々増え続ける独居高齢者等へ何か地域で支えることは出来ないか、と平成11年より「地域見守りネットワーク」を作り、福祉協力員制度を実施しています。

地区社協として毎月高齢者ミニデイサービス「ほのぼの会」を開催し、会食やレクリエーション、体操などのさまざまな活動を通して楽しく過ごせる場になっています。

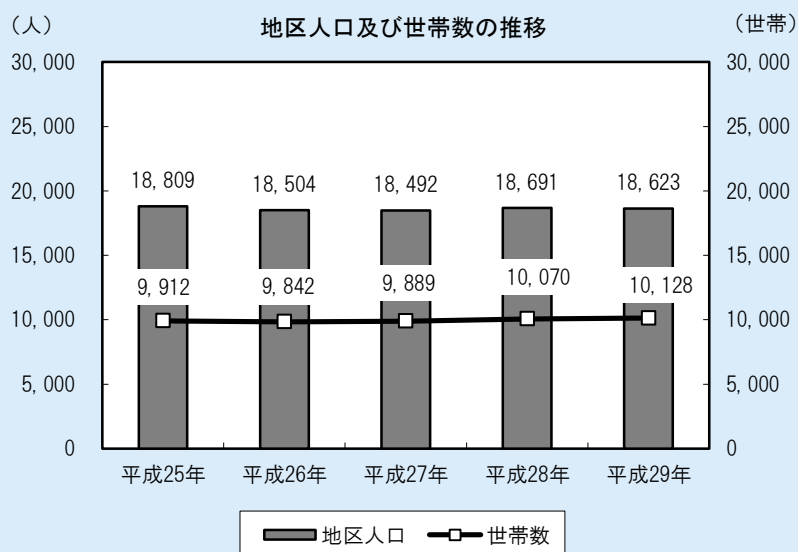
また、老人いこいの家を拠点とする子育てサロン、やまゆりの会の配食活動等にも協力をしながら、子どもから高齢者、障がい者まで地域に住むさまざまな方を対象にした事業を行い、住みやすいまちづくりを目指しています。

▼ほのぼの会



平成29年4月1日現在

人口		18,623人		
世帯数		10,128世帯		
行政区別男女別人口・世帯数				
行政区	男性	女性	合計	世帯数
渡田	3,451	3,143	6,594	3,501
渡田向町	1,295	967	2,262	1,327
渡田新町	1,976	1,764	3,740	2,024
渡田山王町	1,285	1,062	2,347	1,375
渡田東町	740	700	1,440	753
小田1丁目	1,134	1,106	2,240	1,148
合 計	9,881	8,742	18,623	10,128



資料：川崎市統計情報（各年4月1日現在）

（４）大島地区社会福祉協議会

当地区は戸建住宅が多かったが、最近では中高層住宅も増え、転入や若年層の世帯などに対しコミュニケーションをとる事が難しくなっております。そこで各町内会が中高層住宅居住者も取り込む行事（防災避難訓練）を実施しています。

地縁を活かした各町会単位の取組みが活発であり、より小地域での福祉活動を目指しています。

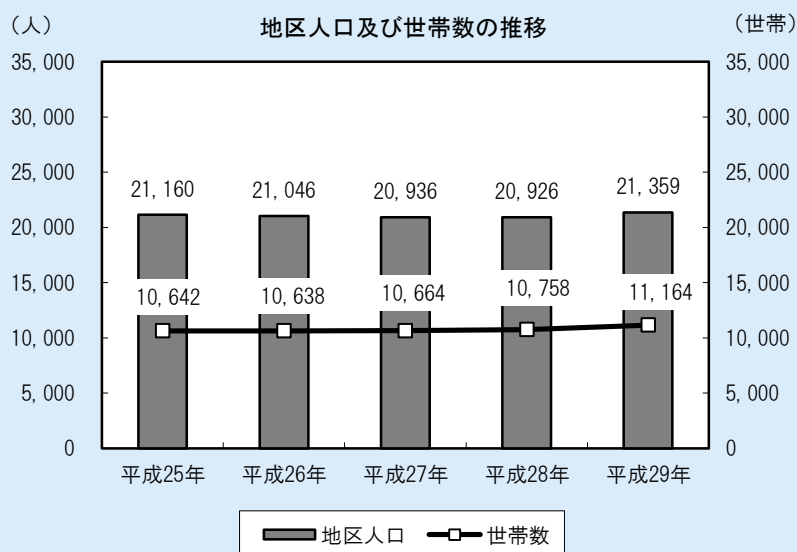
民生委員と共に福祉協力員による見守り活動を行っており、毎年「地域福祉講演会」を通じて常に福祉ニーズを意識した研修も行っています。その他、大島地区連合町内会大運動会や社会を明るくする運動にも協力しております。

▼地域福祉講演会



平成29年4月1日現在

人口		21,359人		
世帯数		11,164世帯		
行政区別男女別人口・世帯数				
行政区	男性	女性	合計	世帯数
大島上町	1,435	1,242	2,677	1,434
中島	2,253	2,036	4,289	2,182
大島	6,074	5,419	11,493	6,105
鋼管通1丁目	1,136	1,051	2,187	1,109
富士見2丁目	395	318	713	334
合 計	11,293	10,066	21,359	11,164



資料：川崎市統計情報（各年4月1日現在）

(5) 大師第一地区社会福祉協議会

高齢化が進んでいる本地域で、特に高齢者の引きこもり防止を目指して、情報を共有できるシステム作りを行っています。

また、地域の小学校の福祉体験学習に協力したり、中学生との座談会を開催し、若い世代に福祉に関心を持ってもらえる事業も実施しています。

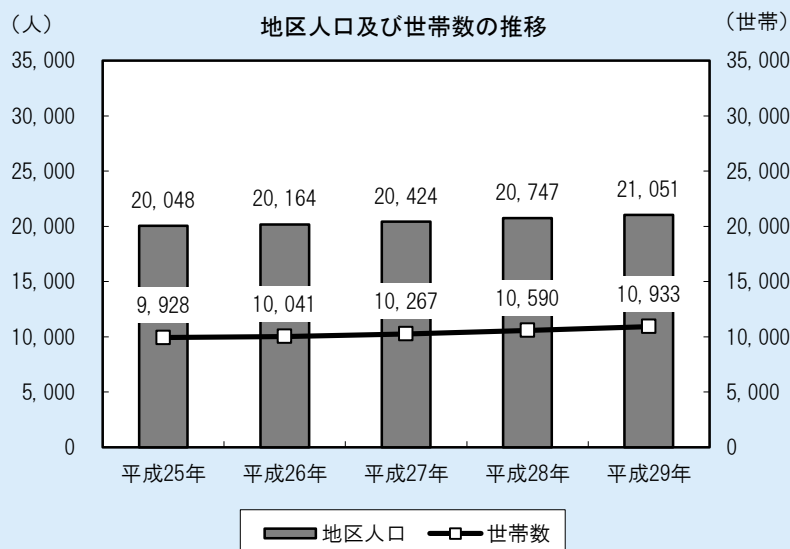
地域福祉懇談会などで地域の福祉課題を把握しながら、行政、区社協、町内会、民児協、地域包括支援センター等と連携・協働し、各種事業を通じて福祉の街づくりを目指しています。

▼車いす体験



平成29年4月1日現在

人口		21,051人		
世帯数		10,933世帯		
行政区別男女別人口・世帯数				
行政区	男性	女性	合計	世帯数
大師駅前	2,013	1,972	3,985	2,209
川中島	1,889	1,560	3,449	1,921
伊勢町	1,498	1,246	2,744	1,449
藤崎	5,591	5,282	10,873	5,354
合 計	10,991	10,060	21,051	10,933



資料：川崎市統計情報（各年4月1日現在）

(6) 大師第二地区社会福祉協議会

当地区では、四谷（四谷上町、四谷下町）、観音、池上新町、台町の4町会が輪番制で会食会を実施しており、季節の味覚を取り入れ、栄養と愛情一杯の手作りの「お・も・て・な・し」。食事前には、血圧測定や健康管理、振込め詐欺等の情報提供や指導を受けています。

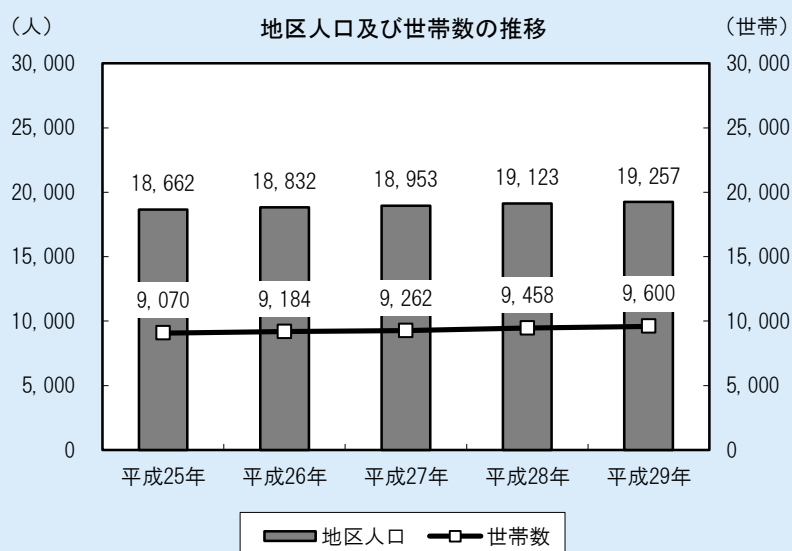
また、地域の小学校四年生を対象に地区社協・地域活動支援センター・行政が協力して車椅子体験を実施し、学習後は一緒に給食を食べて交流しています。

▼車いす体験



平成29年4月1日現在

人口		19,257人		
世帯数		9,600世帯		
行政区別男女別人口・世帯数				
行政区	男性	女性	合計	世帯数
四谷上町	2,837	2,443	5,280	2,630
四谷下町	816	712	1,528	666
観音	3,089	2,932	6,021	2,891
池上新町	2,389	1,971	4,360	2,349
台町	1,107	961	2,068	1,064
合 計	10,238	9,019	19,257	9,600



資料：川崎市統計情報（各年4月1日現在）

(7) 大師第三地区社会福祉協議会

当地区は工場住宅が点在し、高齢化率が高い地域です。地域内のつながりや近隣の現状把握が重要になってきているなかで、明るいまちづくり、住みよい地域社会を目指し、福祉活動の広がりの基盤を高めていくためさまざまな事業を行っています。

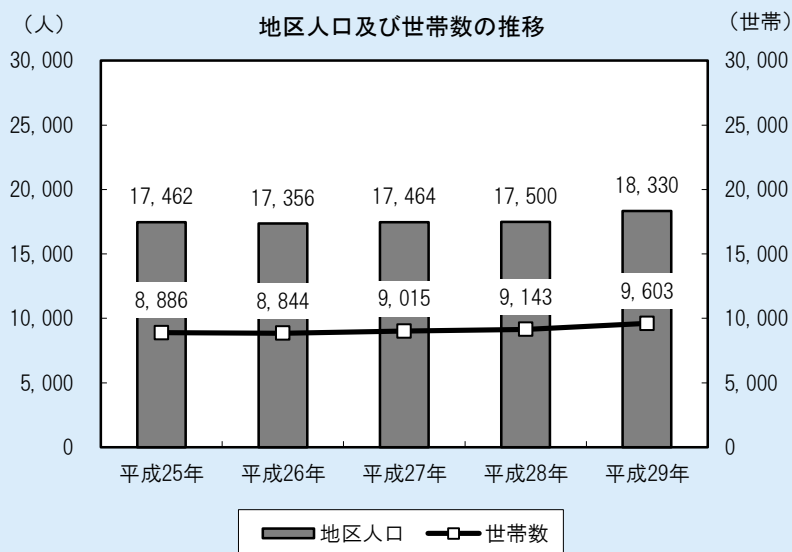
異世代間交流、福祉の理解を目的として小学校の福祉学習に協力しています。また、講演会を開催し、福祉の動向を知り、見識を深めています。

▼地域福祉講演会



平成29年4月1日現在

人口	18,330人			
世帯数	9,603世帯			
行政区別男女別人口・世帯数				
行政区	男性	女性	合計	世帯数
殿町	2,153	1,911	4,064	2,172
出来野	864	689	1,553	828
大師河原	1,485	1,445	2,930	1,259
江川	1,318	900	2,218	1,158
田町	1,631	1,457	3,088	1,540
塩浜	1,363	1,051	2,414	1,265
日ノ出	1,231	727	1,958	1,288
夜光	71	13	84	74
浮島町	1	－	1	1
小島町	7	－	7	7
千鳥町	7	1	8	6
東扇島	4	1	5	5
合 計	10,135	8,195	18,330	9,603



資料：川崎市統計情報（各年4月1日現在）

(8) 大師第四地区社会福祉協議会

当地区は川崎大師平間寺の門前町として古くから栄え、文化を伝承してきた地域です。多摩川沿いは集合住宅の増加で、1000戸を超える若い世帯が居住しています。それに伴い、幼児や子どもの数も倍増し、高齢者・ひとり親家庭・外国籍家庭も多くなってきています。

そういった状況を踏まえ、地域のボランティアグループへの支援や高齢者向けの会食会、子育てサークル作りの援助、健康作りの啓発活動、7町内会との連携・情報の共有を行っています。

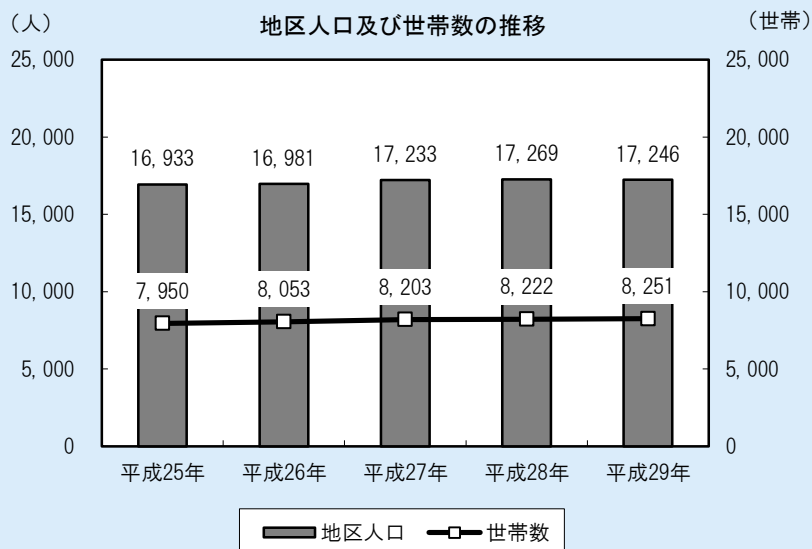
特に、今後の地域社会を担う若い世代への福祉啓発に力を注いでおり、地域の小学校と連携をして福祉教育等への支援・協力に取り組んでいます。

▼高齢者疑似体験



平成29年4月1日現在

人口		17,246人		
世帯数		8,251世帯		
行政区別男女別人口・世帯数				
行政区	男性	女性	合計	世帯数
大師本町	801	672	1,473	791
大師町	506	450	956	511
東門前	2,036	1,682	3,718	1,884
中瀬2丁目	1,156	1,152	2,308	1,100
中瀬3丁目	2,567	2,545	5,112	2,023
昭和	2,016	1,663	3,679	1,942
合 計	9,082	8,164	17,246	8,251



資料：川崎市統計情報（各年4月1日現在）

(9) 田島地区社会福祉協議会

当地区は田島中央、臨港地区 13 町内会がエリアになっており、会食会は 11 ヶ所で実施しています。

また、地域の子どもから高齢者まで幅広い世代が楽しめ、交流できるように『福祉のつどい』を復活しました。

ステージでは、子ども達による太鼓や介護予防体操、地元企業吹奏楽部の演奏等が披露され、カローリングやパタンク、地域の障害者作業所による手作り品の出張販売、模擬店、福祉相談コーナー等を行っています。

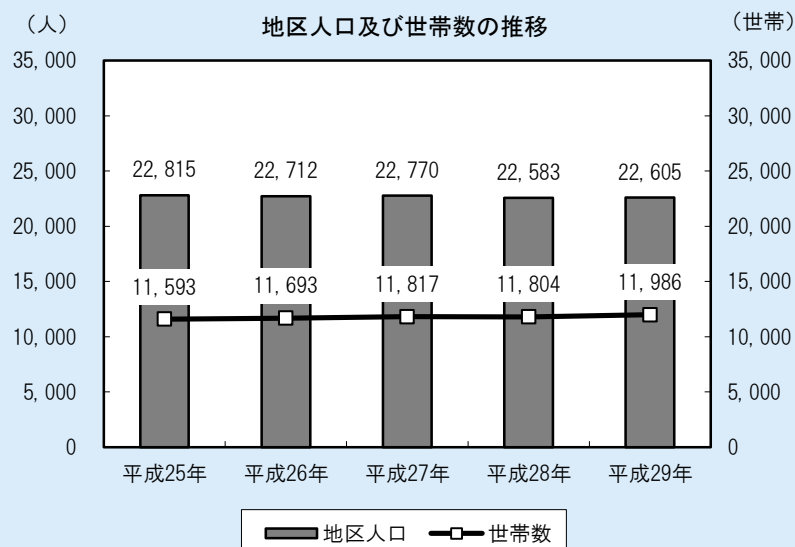
今後、地域の見守り活動を上げられるよう検討しています。

▼『福祉のつどい』



平成29年4月1日現在

人口		22,605人		
世帯数		11,986世帯		
行政区別男女別人口・世帯数				
行政区	男性	女性	合計	世帯数
浜町	3,687	2,941	6,628	3,687
桜本	3,636	2,955	6,591	3,426
池上町	425	330	755	426
扇町	43	15	58	44
鋼管通2～5丁目	2,011	1,830	3,841	1,889
田島町	1,142	995	2,137	1,151
追分町	1,369	1,215	2,584	1,354
浅野町	6	1	7	6
南渡田町	2	2	4	3
合 計	12,321	10,284	22,605	11,986



資料：川崎市統計情報（各年4月1日現在）

(10) 小田地区社会福祉協議会

高齢化が進んでおり、独居高齢者が多い地域です。また住宅が密集しているため、町内会合同の防災訓練を行っており、市内で初めての防災空地が出来ました。

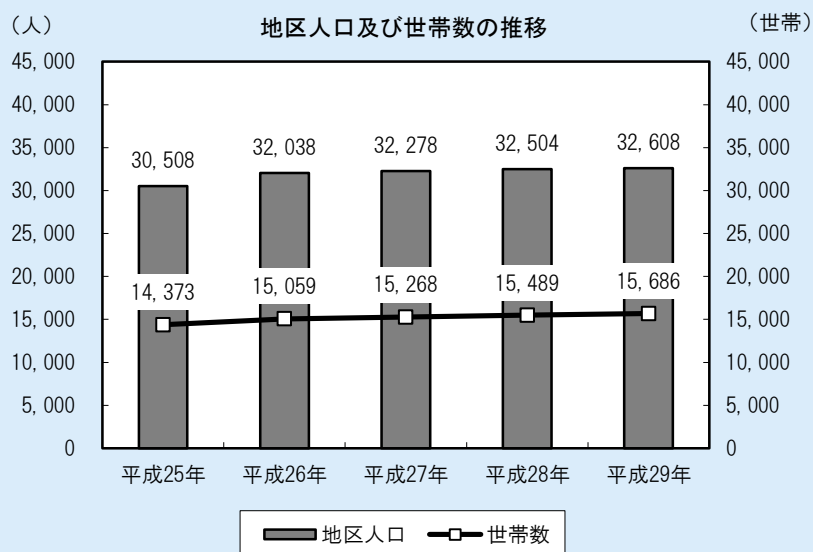
地区社協としては、男性の居場所づくりとして「男の料理教室」を開催しています。また、講演会や地域福祉懇談会を開催し、誰もが暮らしやすい小田地区を考えていくと共に、それぞれの内容を広報紙に掲載することで、地域住民に広く啓発・広報しています。

▼男の料理教室



平成29年4月1日現在

人口		32,608人		
世帯数		15,686世帯		
行政区別男女別人口・世帯数				
行政区	男性	女性	合計	世帯数
小田栄	3,433	3,340	6,773	2,754
京町3丁目	1,969	2,204	4,173	1,719
浅田	4,075	3,521	7,596	3,946
小田2～7丁目	7,575	6,462	14,037	7,250
白石町	14	10	24	12
大川町	1	—	1	1
田辺新田	3	1	4	4
合 計	17,070	15,538	32,608	15,686



資料：川崎市統計情報（各年4月1日現在）

6 社協職員行動原則

「社協職員行動原則」は、社協職員が共有し、そしてその一人ひとりが主体的に取り組むべき課題や目指すべきあり方を、社協職員はもとより、社会福祉協議会内外の関係者に対して明文化し、社協活動の活性化を図ることを目的としています。本会職員も地域福祉を推進する中核的な組織の一員としての強い使命感と誇りをもち、社協事業や活動を推進していくことを目指します。

【尊厳の尊重と自立支援】

(1)

私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

- 人々の尊厳と基本的人権を尊重し、援助を必要とする人が心豊かに地域社会の一員として生活が継続できるよう支援します。
- 個別の支援にあたっては、常に相手の立場に立ち、その人らしく生活できるように自己決定を尊重し、自立に向かうよう支援します。

【福祉コミュニティづくり】

(2)

私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心をもち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

- さまざまな機会を通じて、住民が身近な地域で相互に交流し、また地域の福祉問題に目を向け、話し合いや学び合う場づくりをすすめ、自らも積極的に参加します。
- 住民自らが身近な地域において支え合いや支援活動に参加する福祉コミュニティづくりを意識的、計画的に取り組めます。

【住民参加と連携・協働】

(3)

私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行うことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

- 社協が住民組織、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティアやNPOなどあらゆる地域の関係者による地域福祉をすすめる協働・協議の場（プラットフォーム）をつくる役割があることを理解し、あらゆる業務において、住民参加と地域における多様な組織や活動との連携・協働を心がけます。
- 地域の先駆的な取組みを発掘・応援し、また、福祉活動に取り組む人々の育成に努め、地域福祉を推進する活動や実践を広げます。

【地域福祉の基盤づくり】

(4)

私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取組みに積極的にに関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

- 地域の実情を常に把握し、そこで捉えた福祉課題を地域全体の問題として捉え、先駆性をもって事業や活動の開発や改善に取り組み、さらに提言活動や改善運動を行い問題解決に向けたアクションにつなげます。
- 地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定などの機会を捉え、福祉・保健・医療の連携によるよりよい制度づくりや地域福祉の財源づくり、福祉コミュニティの実現など地域福祉の基盤づくりの取組みに積極的に参画します。

【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】

(5)

私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

- 社協職員としての自覚をもち、自己研鑽に努め専門性を高めます。また、職員同士と部署間の情報共有に努め、互いの役割を認識し協働しあえる環境をつくり、チームワークにより業務を遂行します。
- 常に地域の福祉問題に目を向け、チャレンジ精神や先駆性をもって業務をすすめます。また、自らの業務の評価と改善に努め、コスト意識をもって効果的で効率的な業務を遂行します。

【法令遵守、説明責任】

(6)

私たちは、法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりをすすめます。

- 関係法令の遵守はもちろん、社会的規律や職場内ルールに則った行動をします。
- 職務上知り得た個人情報、関係法令に基づき適切に対応します。また、プライバシーを尊重し、関係者との情報共有の際には、定められた手続きに基づき適切に対応し、その秘密を保持します。
- 住民や関係者に対して、社協の業務について十分な説明責任を果たすとともに、情報公開に努めます。

資料：全国社会福祉協議会「社協職員行動原則」

第4期川崎区地域福祉活動計画

【平成30（2018）～32（2020）年度】

発 行 平成30（2018）年 3月
編 集 社会福祉法人川崎市川崎区社会福祉協議会
住 所 〒210-0024
川崎市川崎区日進町1-11 川崎ルフロン8階
T E L 044-246-5500 F A X 044-211-8741
電子メール info@kawasakikushakyo.or.jp
U R L <http://www.kawasaki-shakyo.jp/kawasaki/>

